十六号)附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされ第二条 法人税法施行規則等の一部を改正する省令(令和二年財務省令第五(令和二年改正前租税特別措置法施行規則の一部改正)

片る。 二年改正前租税特別措置法施行規則」という。)の一部を次のように改正二年改正前租税特別措置法施行規則」という。)の一部を次のように改正る同令第三条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則(以下「令和

(試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除)

第二十条 省 略

18 省略

合における当該各号に掲げるものに限る。)とする。受ける事業年度の確定申告書等に当該各号に定める書類の添付がある場者は、次の各号に掲げるもの(法第四十二条の四第七項の規定の適用を19 施行令第二十七条の四第二十七項第三号に規定する財務省令で定める

産業省関係産業競争力強化法第二条第六項に規定する新事業開拓事業者(経済産業競争力強化法第二条第六項に規定する新事業開拓事業者の経式の全て同じ。)のうち当該株式が当該組合財産であることを明らかにするて同じ。)のうち当該株式が当該組合財産であることを明らかにするでにいる。)でその発行する株式の全て同じ。)のうち当該株式が当該組合財産であることを明らかにするに限る。)でその発行する株式の全て同じ。)のうち当該株式が当該組合財産であることを明らかにする第三条第一号に掲げるものに限る。)でその発行する株式の全で同じ。)のうち当該株式が当該組合財産であることを明らかにする第三条第一号に掲げるものに限る。)でその発行する株式の全で同じ。)のうち当該株式が当該組合財産であることを明らかにする第三条第二条第一号に関いて同じ。

一・三省略

受ける事業年度の確定申告書等に当該各号に定める書類の添付がある場者は、次の各号に掲げるもの(法第四十二条の四第七項の規定の適用を20 省 略

省略

合における当該各号に掲げるものに限る。)とする。

法人又は大学共同利用機関法人から初めて受けた出資の直前においてとして出資を受ける同号に規定する者に該当する法人(当該国立大学大学共同利用機関法人から同法第二十九条第一項第七号に掲げる業務して出資を受ける同号に規定する者又は同法第二条第三項に規定する定する国立大学法人から同法第二十二条第一項第八号に掲げる業務と定する国立大学等成果活用促進事業者(国立大学法人法第二条第一項に規

(試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除

第二十条 同 上

19 2 分 同 18 上 同

を明らかにする書類 とを明らかにする書類 とを明らかにする書類

21 20 二 元 元 元 元 上 上 元

一同上

法人又は大学共同利用機関法人から初めて受けた出資の直前においてとして出資を受ける同号に規定する者に該当する法人(当該国立大学大学共同利用機関法人から同法第二十九条第一項第五号に掲げる業務定する国立大学法人から同法第二十二条第一項第六号に掲げる業務と 国立大学等成果活用促進事業者(国立大学法人法第二条第一項に規

用促進事業者に限る。) 当該国立大学等成果活用促進事業者の株主を証する書類の交付を受けている場合における当該国立大学等成果活 株主等として記載されている書類及び当該雇用関係を証する書類の写 名簿等の写し等のうち当該国立大学法人又は大学共同利用機関法人が 別研究開発法人の職員として当該大学等を設置する法人又は当該特別 を 研究開発法人に雇用されているもの(これらの法人からその雇用関係 その資本金の額又は出資金の額が五億円未満であるものに限る。 いう。以下この号において同じ。)のうちその役員が大学等又は特

22 研究開発は、次に掲げる研究開発とする。 施行令第二十七条の四第二十七項第四号に規定する財務省令で定める

研究開発 国立大学法人法施行令第三条第二項第一号に掲げる事業として行う

省略

23 \$ 46 省

別控除) (沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特

第二十条の四

設の区分に応じ当該各号に定める施設 著しく資する施設として財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる施 して設置するものを含む。)とする 施行令第二十七条の九第二項第一号に規定する観光関連施設の整備に (当該施設に専ら附属する施設と

グセンター(主として重量挙げ及びボディービル用具を用い室内にお ポーツ又はレクリエーション施設 ,て健康管理及び体力向上を目的とした運動を行う施設をいう。 、以下この項において「特定民間観光関連施設」という。 の設備を設け づいて施設全体 沖縄振興特別措置法第八条第一項に規定する特定民間観光関連施設 フ場及びテー 当該設備により客に娯楽を提供する施設をいう。 の環境 を整備し (文化 水泳場、スケート場、 歴史 その主題に関連する遊戯施設その 科学その他の特定の トレー のうちス 主題に

> 株主等として記載されている書類及び当該雇用関係を証する書類の写 名簿等の写し等のうち当該国立大学法人又は大学共同利用機関法人が 用促進事業者に限る。) 当該国立大学等成果活用促進事業者の株主 別研究開発法人の職員として当該大学等を設置する法人又は当該特別 をいう。以下この号において同じ。)のうちその役員が大学等又は特 を証する書類の交付を受けている場合における当該国立大学等成果活 研究開発法人に雇用されているもの(これらの法人からその雇用関係 その資本金の額又は出資金の額が五億円未満であるものに限る。

同 上

22 同 上

国立大学法人法施行令第三条第一号に掲げる事業として行う研究開

二同上

23 \$ 46 同

別控除) (沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特

第二十条の四 同 上

2

同

上

ションの ポーツ又はレクリエーション施設 室内において健康管理及び体力向上を目的とした運動を行う施設を ` う 遊 ーニングセンター(主として重量挙げ及びボディービル用具を用 、以下この項において「特定民間観光関連施設」という。 沖縄振興特別措置法第八条第一項に規定する特定民間観光関連施 戯 設備を設け 用に供するための 野営場 フ場 (野外における宿泊を主たる目的としたレクリエー 主とし 遊園地 施設で て当該設備により客に遊戯をさせる施設 (メリー 庭球場、水泳場、 管理施設 ーラウンド 炊事施設 遊戯用 スケート場、 テントサ 電車その他 のうちス を 設 い 11

体験若しくは伝統的な生活文化の体験のための施設をいう。) するための施設又は伝統的な美術品、工芸品若しくは園芸品の製作の芸品若しくは生活文化、伝統芸能若しくは歴史資料を映像により紹介、水族館及び文化紹介体験施設(自然、伝統的な美術品、工芸品、園一 特定民間観光関連施設のうち教養文化施設 劇場、動物園、植物園

その他これらの者と同等以上の通訳に関する能力を有する者であ 的とする施設 進 ための施設及び休憩室を備えたものをいう。)及び国際健康管理・増 特別措置法第三条第一号に規定する沖縄 心身の健康の増進を図ることを目的とする施設で、温泉浴場、 という。 外国人観光旅客の施設の円滑な利用に資する知識を有する者が配 施設(病院又は診療所と連携して心身の健康の増進を図ることを目 他手技又は機器を用いて心身の緊張を弛緩させるための施術を行う する美容・ 浴場施設であつて、 号において同じ。)及び休憩室を備えたものをいう。)、 室 形を利用して、峡谷、海岸、夜景等の景観を鑑賞させるための施設 特定民間観光関連施設のうち休養施設 展望台を備えたものをいう。)、温泉保養施設(温泉を利用して (医師、 保健師又は看護師が配置されているものに限る。 痩身効果その他の健康増進効果を利用し、 の泥岩その他の堆積岩又は沖縄の農産物その他の (全国通訳案内士、 海水、 沖縄県の区域に係る地域通訳案内士 海泥その他の海洋資源、 展望施設 (以下この号にお (高台等の自 マッサージそ いて 沖縄 スパ施設 以下こ 健康相 植 「沖縄 って 振興 物 \mathcal{O}

> る港 ク 場 を行う者の利便の向上のために設置される施 置された施設で、 Ļ までに の 二 、等で組み立てられた相当数の遊戯 を含む。)を備えたものをいう。 汚水処 (スポー (スポー . 法第 掲げる施設をいう。 (陸上 他 理 条第五項第 船舶保管施設を除く。 の船舶を係留する施設並びにこれらの ツ又はレクリエーションの用に供するヨット、 ツ又はレクリエーションの用に供するため、 施設及び便所を備えたものをいう。 管理施設及び休憩所を備えたものをいう。 号、 及びダイビング施 第一 号 設備が自然の地形等を利 及び第九号の三から 第四号から第六号まで 設で講習室 設 (海洋でダ 船 野外ア 船の (実習用プー 材木、 第十号の二 利 便に供 スレチッ イビング 用 モーター して 第八 7 口 す IJ

をいう。)

をいう。)

を映像により紹介するための施設又は伝統的な生活文化の体験のための施設は園芸品の製作の体験若しくは生活文化、伝統芸能若しくは歴史資料術品、工芸品、園芸品若しくは生活文化、伝統芸能若しくは歴史資料、動物園、植物園、水族館及び文化紹介体験施設(自然、伝統的な美、特定民間観光関連施設のうち教養文化施設 劇場、博物館、美術館

施設 限る。) で、 の施設の円滑な利用に資する知識を有する者が配置されているものに と同等以上の通訳に関する能力を有する者であつて、 国通訳案内士、沖縄県の区域に係る地域通訳案内士その他これらの者 診療所と連携して心身の健康の増進を図ることを目的とする施設(全 憩室を備えたものをいう。)及び国際健康管理・増進施設 康の増進又は研究を行うための施設で、 談室(医師、保健師又は看護師が配置されているものに限る。 心身の健康の増進を図ることを目的とする施設で、 で、展望台を備えたものをいう。)、温泉保養施設 地形を利用して、 施設をいう。) 又はトレーニングルーム 号において同じ。)及び休憩室を備えたものをいう。 て全身持久力に関する生理機能の維持又は回復のための運動を行う 特定民間観光関連施設のうち休養施設 (海· 水、海藻、 浴場又はプール、 峡谷、海岸、夜景等の景観を鑑賞させるための施設 海泥その他の海洋資源を利用して治療、 有酸素運動施設 浴場、 (室内において体力向 展望施設 マッサージ施設及び休 (継続的に 温泉浴場、 (温泉を利用して (高台等の自然 外国人観光旅客 酸素を摂取 (病院又は 心身の 海洋療法 健康相 以下こ 上を目 健

を備えたものをいう。)
いて体力向上を目的とした運動を行う施設をいう。)及び健康相談室いの体力向上を目的とした運動を行う施設をいう。)及び健康相談室ための運動を行う施設をいう。)又はトレーニングルーム(室内にお続的に酸素を摂取して全身持久力に関する生理機能の維持又は回復のされているものに限る。)で、浴場又はプール、有酸素運動施設(継

研修施設 で当該宿泊施設と同 ŧ \mathcal{O} ための役務を提供するための施設をい のをいう。)及び結婚式場 有する施設で、 特定民間観光関連施設のうち集会施設 会議場施設 (複数の講義室を有する施設で、 会議に必要な視聴覚機器を備えたものをいう。)、関連施設のうち集会施設(会議場施設(複数の会議室 一の建物内に設置されるものを除く。 (専ら挙式) V) 実習室及び資料室を備えた 披露宴の挙行その他の婚礼 宿泊施設に附属する施設

五省略

定めるものは、次に掲げるものとする。 法第四十二条の九第一項の表の第二号の第四欄に規定する財務省令で

一 〜 四 省 略

- 物は、アンテナ及びその支持物並びにケーブルとする。
 4 施行令第二十七条の九第六項第一号に規定する財務省令で定める構築
- ガス貯蔵設備」という。)及びこれと一体として設置されるものとする。施行令第四条第九号に規定する液化ガス貯蔵設備(次項において「液化置は、ガス業用設備に属する機械及び装置のうち、沖縄振興特別措置法を 施行令第二十七条の九第八項に規定する財務省令で定める機械及び装
- 三項各号に掲げるものとする。 の表の第五号の第四欄に規定する財務省令で定める器具及び備品は、第の 施行令第二十七条の九第八項第一号イ②及び法第四十二条の九第一項

- ゚、` 的とした運動を行う施設をいう。) 及び健康相談室を備えたものをい

たものをいう。)
び研修施設(複数の講義室を有する施設で、実習室及び資料室を備えを有する施設で、会議に必要な視聴覚機器を備えたものをいう。)及一特定民間観光関連施設のうち集会施設 会議場施設(複数の会議室

兀

五同上

定めるものは、次に掲げるものとする。
3 法第四十二条の九第一項の表の第二号の第三欄に規定する財務省令で

一〜四同上

- 「限る。」とする。 「限る。」とする。 のは、専ら同号イに規定する開発研究の用に供される減価償却資産の耐 のは、専ら同号イに規定する開発研究の用に供される減価償却資産の耐 のは、専ら同号イに規定する開発研究の用に供される減価償却資産の耐
- 項各号に掲げるものとする。 表の第五号の第三欄に規定する財務省令で定める器具及び備品は、第三人 施行令第二十七条の九第七項第一号口及び法第四十二条の九第一項の

特別控除) (地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の

第二十条の七

第二号に規定する特定業務施設をいう。 第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類 所の長が当該法人に対して交付する労働施策の総合的な推進並びに労働 項に規定する財務省令で定める書類は、 者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第八条 有する場合には、当該二以上の事業所のうち主たる事業所。以下この条 定の適用を受けようとする法人の事業所(当該法人が二以上の事業所を において同じ。)の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定 (当該法人の雇用促進計画 (同条第一項に規定する雇用促進計画をいう に係るものが確認できるものに限る。)の写しとする。 .の認定」という。) に係る特定業務施設 (法第四十二条の十二第五項 \pm 以下この条において同じ。)の達成状況のうち当該法人が受けた法第 |条の十二第一項に規定する計画の認定(以下この条において「計 施行令第二十七条の十二第三項 次項及び第三項において同じ。 法第四十二条の十二第一項の規 第四 項、 第六項及び 第

則第八条第三項に規定する雇用促 びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附 業に関するものに限る。 職業安定所の長が当該法人に対して交付する労働施策の総合的な推進並 けようとする法人の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共 た書類 進計画の達成状況のうち当該計 業務施 務省令で定める書類は、法第四十二条の十二第一項の規定の適用を受 施行令第二十七条の十二第五項及び第八項から第十項までに規定する (法第四 整備計 画 一条の 地 域 に 再生法第十七条の一 第 いて計画の認定を受けた当該法人の雇用 :画の認定に係る特定業務施設に係るも 進計画の達成状況を確認した旨を記載 規定する地 第 項第 方活力向上 号に掲げる事 地 等特

> 特別控除) (地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の

第二十条の七 る書類は 連結事業年度にあ 条第四項及び第六項に規定する書類の写し)とする。 六項又は第四 」という。 の十二第 項に規定する計画の認定 同 項及び第六項に規定する書類の を受けた日以後に終了する各事業年度に係る第三項及び .項に規定する適用年度前の各事業年度のうち法第四十二条 行 令第二十七 つては、 第二十二条の二十 条の十 (以下この条において 第 項に 筝し -九第三項及び第六項又は 規定する財務省令で定め (同日以後に終了する 計 画 の認定 第

2

進 計 じ。)に係るものが確認できるものに限る。)の写しとする。 生活の充実等に関する法律施行規則附則第八条第三項に規定する雇用促 以上の事業所のうち主たる事業所。以下この条において同じ。)の所在 る法人の事業所(当該法人が二以上の事業所を有する場合には、当該二 五項第二号に規定する特定業務施設をいう。次項及び第四項において同 状況のうち当該計画の認定に係る特定業務施設(法第四十二条の十二第 項に規定する雇用促進計画をいう。以下この条において同じ。)の達成 いて計画の認定を受けた当該法人の雇用促進計画(同令附則第八条第 て交付する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業 地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該法人に対し 定める書類は、法第四十二条の十二第一項の規定の適用を受けようとす 項 施行令第二十七条の十二第三項から第五項までに規定する財務省令で :画の達成状況を確認した旨を記載した書類 第二号イに規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画につ (法第四十二条の十二第

3 施行令第二十七条の十二第七項から第九項までに規定する財務省令でに係る特定業務施設に係るものが確認できるものに限る。)の写しとす定める書類は、法第四十二条の十二第一項の規定の適用を受けようとすに係る特定業務施設に係るものが確認できるものに限る。)の写しとすに係る特定業務施設に係るものが確認できるものに限る。)の写しとすに係る特定業務施設に係るものが確認できるものに限る。)の写しとすに係る特定業務施設に係るものが確認できるものに限る。)の写しとすに係る特定業務施設に係るものが確認できるものに限る。)の写しとすに係る特定業務施設に係るものが確認できるものに限る。)の写しとすに係る特定業務施設に係るものが確認できるものに限る。)の写しとすに係る特定業務施設に係るものが確認できるものに限る。)の写しとすに係る特定業務施設に係るものが確認できるものに限る。)の写しとすに係る特定業務施設に係るものが確認できるものに限る。)の写しとすに係る特定業務施設に係るものが確認できるものに限る。)の写しとすに係る特定業務施設に係るものが確認できるものに限る。)の写しとすに係る特定業務施設に係るものが確認できるものに限る。)の写しとすに係る特定業務施設に係るものが確認できるものに限る。)の写しとすに係る特定業務施設に係るものが確認できるものに限る。)の写しとすに係る特定業務施設による。

- 布子令第二十七条の十二第十一頁こ見をするはのが確認できるものに限る。) の写しとする。

4

施行令第二十七条の十二第十一項に規定する財務省令で定める書類は施行令第二十七条の十二第十一項に規定する財務省令で定める書類は施行令第二十七条の十二第十一項に規定する財務省令で定める書類は施行令第二十七条の十二第十一項に規定する財務省令で定める書類は施行令第二十七条の十二第十一項に規定する財務省令で定める書類はをるものに限る。)の写しとする。

5 4 施行令 略

及び第六項に規定する書類の写し)とする。 年度にあつては、第二十二条の二十九第三項及び第六項又は同条第四項は第三項及び前項に規定する書類の写し(同日以後に終了する連結事業画の認定を受けた日以後に終了する各事業年度に係る第一項及び前項又一個項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計

給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除

第二十条の十 を導入している旨の記載があり 定める者は 施行令第 T該法 人の 就業規則 十七条の カン + , う, お <u>ー</u>の V 五 次に掲げる書類のいずれかにそ て同項に規定する継続雇用制度 第七項 に規定する財 務省令で

施行令第二十七条の十二第十項に規定する財務省令で定める書類は、施行令第二十七条の十二第十項に規定する財務省令で定める書類は、海のに限る。)の写しとする。

施行令第二十七条の十二第十項に規定する財務省令で定める書類は、施行令第二十七条の十二第十項に規定する財務省令で定める書類は、当該法人のに限る。)の写しとする。

6 5 b 施行令 上

6 施行令第二十七条の十二第十一項に規定する財務省令で定める書類はかどうかが確認できるものに限る。)の写しとする。

給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除

第二十条の十 者等 令で定めるところにより (以下この項において 一条の 証明がされたものは 中 + 小企業者等」 の五 第 項 という。 第 同項に規定する中 号口 に規 が受けた中小 定する財 小企業 務 省 企

る場合のその者とする。の者が当該継続雇用制度に基づき雇用されている者である旨の記載があ

二 施行令第二十七条の十二の五第六項に規定する賃金台帳一 雇用契約書その他これに類する雇用関係を証する書類

2 れる同 用者の同号に掲げる日のうち最も早い日)とする。 内雇用者の労働基準法施行規則第五十三条第一項第四号に掲げる日 働者名簿にその氏名が記載された同項各号列記以外の部分に規定する国 告書等に添付することにより証明がされた当該中小企業者等とする。 が認めるものに限る。) われたことが当該認定経営力向上計画に記載された指標(経済産業大臣 き経済産業大臣に報告した内容が確認できる書類 写し及び当該認定申請書に係る認定書 業等経営強化法第十七条第一項の認定に係る経営力向上に関する命令第 ある場合には、当該法人の国内に所在する各事業所における当該国内雇 該国内雇用者が当該法人の国内に所在する他の事業所から異動した者で に係る同法第十八条第二項に規定する認定経営力向上計画に従つて行わ に規定する経営力向上計画につき同法第十八条第一項の規定による変 二条第 二項の申請書を含む。 認定があつたときは、 当該法人の国内に所在する事業所につき作成された同項に規定する労 施行令第二十七条の十二の五第三項に規定する財務省令で定める日 該変更の認定に係る認定書を含む。 |法第二条第十項に規定する経営力向上に係る事業の実施状況につ 項又は第二項の申請書(当該申請書に係る同法第十七条第一 以下この項において「認定申請書」という。) の値により確認できるものに限る。)を確定 当該変更の認定に係る同令第三条第一項又は (当該変更の認定があつたときは の写し並びに当該認定申請 (当該経営力向上が行 (当 項 \mathcal{O} 第 は

3 施行令第二十七条の十二の五第三項第二号に規定する国内雇用者に該当する者は、当該法人との間に法人税法第二条第十二号の七の五に規定する者は、当該法人との間に法人税法第二条第十二号の七の五に規定する財務省令で定め

有する者

(当該法人の役員

(法第四十二条の十二の五第三項第二号に規

るものとする。合の当該専門的知識を有する者に対して支払う委託費その他これに類す定する役員をいう。)又は使用人である者を除く。)に委託している場

- る。 使用料(コンテンツの取得に要する費用に該当するものを除く。)とす使用料(コンテンツの取得に要する費用に該当するものを除く。)の又はこれらを組み合わせたものをいう。以下この項において同じ。)のめる費用は、コンテンツ(文字、図形、色彩、音声、動作若しくは映像3 施行令第二十七条の十二の五第十項第一号口に規定する財務省令で定
- 育訓練等に対する対価として支払うものとする。 る費用は、授業料、受講料、受験手数料その他の同号の他の者が行う教 施行令第二十七条の十二の五第十項第三号に規定する財務省令で定め
- 練等の実施時期 一 施行令第二十七条の十二の五第十項各号に定める費用に係る教育訓
- 1 省 略

に規定する国内雇用者の氏名 当該教育訓練等の対象となる法第四十二条の十二の五第三項第二号

1 省 略

人税額の特別控除) (認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法

令で定めるものは、次に掲げる減価償却資産とする。 第二十条の十の二 施行令第二十七条の十二の六第二号に規定する財務省

次のいずれにも該当するものに限る。)
ツを超え四・六ギガヘルツ以下の周波数の電波を使用する無線設備(一 三・六ギガヘルツを超え四・一ギガヘルツ以下又は四・五ギガヘル

するものとする。場合の当該専門的知識を有する者に対して支払う委託費その他これに類規定する役員をいう。)又は使用人である者を除く。)に委託している

- 5 施行令第二十七条の十二の五第十三項第一号口に規定する財務省令で
- 教育訓練等に対する対価として支払うものとする。 める費用は、授業料、受講料、受験手数料その他の同号の他の者が行う 施行令第二十七条の十二の五第十三項第三号に規定する財務省令で定
- 7 施行令第二十七条の十二の五第十四項に規定する財務省令で定める書 1 地行令第二十七条の十二の五第十四項に規定する財務省令で定める書 2 地行令第二十七条の十二の五第一項又は第二項の規定の適用を受けよ 1 地行令第二十七条の十二の五第十四項に規定する財務省令で定める書
- 訓練等の実施時期 施行令第二十七条の十二の五第十三項各号に定める費用に係る教育
- 二同上
- に規定する国内雇用者の氏名 三 当該教育訓練等の対象となる法第四十二条の十二の五第三項第九号

四同上

人税額の特別控除)(認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法(認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法

第二十条の十の二 同 上

無線通信を行うために用いられるものに限る。)持つビームパターンを形成し制御する技術を有する無線装置を用いて十六以上の空中線、位相器及び増幅器を用いて一又は複数の指向性を一変超え四・六ギガヘルツ以下の周波数の電波を使用する無線設備(一 三・六ギガヘルツを超え四・一ギガヘルツ以下又は四・五ギガヘル

る無線設備(前号ロ及びハに該当するものに限る。) あること。 を有する無線装置を用いて無線通信を行うために用いられるもので 号に規定する条件不利地域以外の地域内において事業の用に供する のであること。 ることを目的として設置された交換設備と一体として運用されるも 規定する第五世代移動通信アクセスサービスをいう。 規則(昭和六十三年郵政省令第四十六号) を構成するものであること。 る全国5Gシステム(同号イに掲げる設備を製造する事業者と同号 発供給及び導入の促進に関する法律施行規則第二条第一号に規定す 無線設備にあつては、十六以上の空中線、 ロ又はハに掲げる設備を製造する事業者とが異なる場合に限る。 て一又は複数の指向性を持つビームパターンを形成し制御する技術 主として第五世代移動通信アクセスサービス(電気通信事業報告 総務省・経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開 令和六年三月三十一日以前に法第四十二条の十二の六第二項第一 第一条第二項第十三号に 位相器及び増幅器を用い の用に供す

二 二十七ギガヘルツを超え二十八・二ギガヘルツ以下又は二十九・一 ギガヘルツを超え二十九・五ギガヘルツ以下の周波数の電波を使用す

三 · 匹

2

省

二 二十七ギガヘルツを超え二十八・二ギガヘルツ以下又は二十九・一 る無線設備 ギガヘルツを超え二十九・五ギガヘルツ以下の周波数の電波を使用す

三. 同上

2 同 上

(法人税の額から控除される特別控除額の特例)

第二十条の十の四 の記載がある場合のその者とする。 ずれかにその者が当該継続雇用制度に基づき雇用されている者である旨 続雇用制度を導入している旨の記載があり、 定める者は、同項に規定する法人の就業規則において同項に規定する継 雇用契約書その他これに類する雇用関係を証する書類 施行令第二十七条の十三第三項に規定する財務省令で かつ、 次に掲げる書類のい

(特定地域における工業用機械等の特別償却)

労働基準法第百八条に規定する賃金台帳

第二十条の十六

第二十条の十六

(特定地域における工業用機械等の特別償却)

施行令第二十八条の九第五項に規定する財務省令で定め

るものとする。おものとする。という。)及びこれと一体として設置さればいて「液化ガス貯蔵設備」という。)及びこれと一体として設置され興特別措置法施行令第四条第九号に規定する機械及び装置のうち、沖縄振る機械及び装置は、ガス業用設備に属する機械及び装置のうち、沖縄振

- 3 施行令第二十八条の九第五項第一号イ(1)に規定する開発研究の用に供される耐用年数省令スを利用するために当該ガス貯槽と一体として設置される送配管とする。 スを利用するために当該ガス貯槽と一体として設置される送配管とする。 2 施行令第二十八条の九第五項に規定する財務省令で定める構築物は、
- の第三号の第四欄に規定する財務省令で定める器具及び備品は、第二十施行令第二十八条の九第五項第一号イ②及び法第四十五条第一項の表限る。)とする。
- を証する書類とする。
 ・ 神縄県知事の同条第十二項に規定する設備について同項の確認をした旨神縄県知事の同条第十二項に規定する設備について同項の確認をした旨
- 7 施行令第二十八条の九第十五項第二号及び第四号に掲げる事項とする。 のは、半島振興法施行規則第二条第三号及び第四号にのは、半島振興法施行規則第二条第三号及び第四号に掲げる事項とする。

一 〜 四 省 略

業投資促進計画を定め、作成し、又は策定した市町村の長が確認した旨資促進計画に記載された事項に適合するものであることにつき、当該産の下欄に掲げる設備が施行令第二十八条の九第十六項に規定する産業投、法第四十五条第三項に規定する産業振興機械等に係る同項の表の各号で、施行令第二十八条の九第二十七項に規定する財務省令で定める書類は

定資産に限る。)とする。年数省令別表第六の上欄に掲げる器具及び備品(同表の中欄に掲げる固年数省令別表第六の上欄に掲げる器具及び備品(同表の中欄に掲げる耐用令で定めるものは、専ら同号イに規定する開発研究の用に供される耐用をで定めるものは、専ら同号イに規定する財務省を資産に取る。

- の四第三項各号に掲げるものとする。 第三号の第三欄に規定する財務省令で定める器具及び備品は、第二十条第三号の第二十八条の九第四項第一号口及び法第四十五条第一項の表の
- る店舗型性風俗特殊営業に該当する事業とする。俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第六項に規定する 施行令第二十八条の九第八項に規定する財務省令で定める事業は、風
- __ は、半島振興法施行規則第二条第三号及び第四号に掲げる事項とする。4 施行令第二十八条の九第九項第二号に規定する財務省令で定めるもの
- げる事項とする。 は、奄美群島振興開発特別措置法施行規則第三条第三号及び第四号に掲は、奄美群島振興開発特別措置法施行規則第三条第三号及び第四号に掲定する財務省令で定めるもの
- 次に掲げる事業とする。 施行令第二十八条の九第十五項に規定する財務省令で定める事業は、

一〜四同ト

業投資促進計画を定め、作成し、又は策定した市町村の長が確認した旨資促進計画に記載された事項に適合するものであることにつき、当該産の下欄に掲げる設備が施行令第二十八条の九第十一項に規定する産業投、法第四十五条第二項に規定する産業振興機械等に係る同項の表の各号権行令第二十八条の九第二十二項に規定する財務省令で定める書類は

を証する書類とする。

(事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却) (事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編配理の認定書を含む。) の写しとする。

沖縄の認定法人の課税の特例

る期間の月数とする。 める期間の月数は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めめる場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する財務省令で定第二十一条の十七の二 施行令第三十六条第一項に規定する財務省令で定

事業に該当して 時において沖縄振興特別措置法第三条第七号に規定する特定情報通信 受けた時 当該認定時情報通信産業特別地 る各被合併法人のうちいずれかの法人が認定時情報通信産業特別地区 区域 つていた期間の月数 信事業を開始した日が最も早 報通信事業」 第三号において同じ。 内国法人が合併により設立された法人であり 法第六十条第一項の表の第 (同号の上欄に掲げる法人に該当しない期間にあつては、 号の中欄に掲げる区域に該当していた区域をいう。 (当該内国法人が沖縄振興特別措置法第三十条第 (以下この号にお という。 いた事業。 以下この号及び第三号において 内において同表の第一号の下欄に掲げる事 いて を行つて 一号の上欄に掲げる法人に該当する同項 い法人が当該対象特定情報通信事業を X 認定時」という。 の区域内にお いた場合 当該被合併法人 かつ、 て当該対象特定情報 において同 当該合併に係 以下この号及 項の認定を 「対象特定 当該認定 八のうち 表の

を証する書類とする。

第二十条の十九 計画 が当該変更後のものである場合には、 ものである場合には、 あつたときは、その変更後のもの)のその認定に係る農業競争力強化支 当該事業再編計画に係る同令第六条第一項の認定書(当該事業再編計画 援法施行規則第四条第一項の申請書(当該事業再編計画が当該変更後の る書類は、 十八条第一項の認定に係る法第四十六条の二第一項に規定する事業再編)の写しとする。 業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却 (農業競争力強化支援法第十九条第一項の規定による変更の認定が 同項に規定する機械等が記載された農業競争力強化支援法第 施行令第二十九条の三第一項に規定する財務省令で定め 同令第七条第一項の申請書を含む。)の写し及び 同令第七条第四項の認定書を含む

(沖縄の認定法人の課税の特例)

第二十一条の十七の二 同 上

一 法第六十条第一項の表の各号の上欄に掲げる法人に該当する同項の 法第六十条第一項の表の各号の上欄に掲げる法人に該当する同項の 法第六十条第一項の表の各号の上欄に掲げる法人に該当する同項の 法第六十条第一項の表の各号の上欄に掲げる法人に該当する同項の

た期間の月数一であると認められる者が当該地区内において当該事業を行つてい門一であると認められる者が当該地区内において当該各号の下欄に掲げる内国法人と実質的に同一であると認められる者が当該内国法人の設立内国法人と実質的に同一であると認められる者が当該内国法人の設立た期間の月数

該対象特定国際物流拠点事業を行つていた期間の月数 被合併法人のうち当該認定時国際物流拠点産業集積地域の区域内にお げる事業 認定を受けた時(以下この号において「認定時」という。)において の内国法人が合併により設立された法人であり、 国際物流拠点事業に該当していた事業。 の号及び第四号において同じ。 る各被合併法人のうちいずれかの法人が認定時国際物流拠点産業集積 て当該対象特定国際物流拠点事業を開始した日が最も早い法人が当 :認定時において沖縄振興特別措置法第三条第十二号に規定する特定 表の第二号の中欄に掲げる区域に該当していた区域をいう。 域の区域(当該内国法人が沖縄振興特別措置法第四十四条第 法第六十条第一項の表の第二号の上欄に掲げる法人に該当する同項 「対象特定国際物流拠点事業」という。)を行つていた場合 (同号の上欄に掲げる法人に該当しない期間にあつては、 内において同表の第二号の下欄に掲 以下この号及び第四号におい かつ、 当該合併に係 以下こ 一項の 当 該

的に同一であると認められる者が当該認定時情報通信産業特別地区の 域内において当該対象特定情報通信事業を行つていた期間の月数 事業を行つていた場合 前に認定時情報通信産業特別地区の区域内において対象特定情報通 内国法人と実質的に同 法第六十条第一項の表の第一号の上欄に掲げる法人に該当する同項 一であると認められる者が当該内国法人の設 (第一号に掲げる場合を除く。 当該実質

業集積地域の区域内において当該対象特定国際物流拠点事業を行つて 該実質的に同一であると認められる者が当該認定時国際物流拠点産 物流拠点事業を行つていた場合 前に認定時国際物流拠点産業集積地域の区域内において対象特定国 内国法人と実質的に同 法第六十条第一項の表の第二号の上欄に掲げる法人に該当する同項 一であると認められる者が当該内国法人の設 第一 一号に掲げる場合を除く。

当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間の月数とする。 号に掲げる場合とし、同項に規定する財務省令で定める期間の月数は、 施行令第三十六条第五項に規定する財務省令で定める場合は、 済金融活性化特別地区の区域 カゝ 法第六十条第二項の内国法人が合併により設立された法人であり、 当該合併に係る各被合併法人のうちいずれかの法人が認定時経 (当該内国法人が沖縄振興特別措置法第 、次の各

2

た期間の月数

2 同

上

定する経済金融活性化特別地区として指定された地区 カン :つ、当該合併に係る各被合併法人のうちいずれかの法人が同項に規法第六十条第二項の内国法人が合併により設立された法人であり、 (以下この項に

いう。 も早い法人が当該対象特定経済金融活性化事業を行つていた期間の月 の区域内において当該対象特定経済金融活性化事業を開始した日が最 この項において「対象特定経済金融活性化事業」という。)を行つて 第五項に規定する特定経済金融活性化事業に該当していた事業(以下 項において同じ。)内において当該認定時において施行令第三十六条 いた場合 当該被合併法人のうち当該認定時経済金融活性化特別地区 区として指定された地区の区域に該当していた区域をいう。以下この 五十六条第一 において法第六十条第二項に規定する経済金融活性化特別地 項の認定を受けた時(以下この号において「認定時」と

が当該内国法人の設立前に認定時経済金融活性化特別地区の区域内に法第六十条第二項の内国法人と実質的に同一であると認められる者 性 時 場合を除く。 おいて対象特定経済金融活性化事業を行つていた場合(前号に掲げる 化事業を行つていた期間の月数 経済金融活性化特別地区の区域内において当該対象特定経済金融活 当該実質的に同一であると認められる者が当該認定

3 5 5

、収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例

第二十二条の二

略

2

号の区分に応じ当該各号に定める書類とする。 及び第三十九条の二第十項に規定する財務省令で定める書類は、 項において準用する場合を含む。)並びに施行令第三十九条第三十六項 項において準用する場合を含む。)又は第六十五条第三項若しくは第四 法第六十四条第五項(法第六十四条の二第十三項(法第六十五条第三 次の各

取り若しくは収用に係る資産 次に定める書類 都市再開発法による市街地再開発事業の施行に伴う権利変換又は買 次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ

十七条又は第八十八条第一項、 都市再開発法第七十一条第一項又は第三項の申出に基づき同法第 第二項若しくは第五項の規定によ

> 場合 当該被合併法人のうち当該経済金融活性化特別地区内においてこの項において「特定経済金融活性化事業」という。) を行つていた 経済金融活性化事業を行つていた期間の月数 当該特定経済金融活性化事業を開始した日が最も早い法人が当該特定 十六条第五項に規定する特定経済金融活性化産業に属する事業(以下 おいて「経済金融活性化特別地区」という。)内において施行令第三

二 法第六十条第二項の内国法人と実質的に同一であると認めら 当該実質的に同一であると認められる者が当該経済金融活性化特別地 区内において当該特定経済金融活性化事業を行つていた期間の月数 済金融活性化事業を行つていた場合(前号に掲げる場合を除く。 :当該内国法人の設立前に経済金融活性化特別地区内において特定経 れる者

3 5 同

(収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例

第二十二条の二 同

上

2 同

4 号の区分に応じ当該各号に定める書類とする。 及び第三十九条の二第九項に規定する財務省令で定める書類は、 項において準用する場合を含む。)並びに施行令第三十九条第三十二項 項において準用する場合を含む。)又は第六十五条第三項若しくは第四 法第六十四条第四項(法第六十四条の二第十三項(法第六十五条第三 次の各

司 同 上上

イ

十七条又は第八十八条第一項、 市再開発法第七十一条第一項又は第三項の申出に基づき同法第 第二項若しくは第五項の規定によ

とを証する書類 とを証する書類 とを証する書類の同意又は市街地再開発審査会の議決のあつたこ 「号に掲げる場合に限る。)に該当する旨を証する書類及び同項に項の申出をすることができる場合には、施行令第三十九条第八項第七十一条第一項又は第三項の申出をした者が同法第七十条の二第一十十条第一項又は第三項の申出をした者が同法第七十条の二第一者の施行令第三十九条第八項各号に掲げる場合のいずれか(同法第者の施行令第三十九条第八項各号に掲げる場合のいずれか(同法第

じそれぞれ次に定める書類 街区整備事業に係る権利変換に係る資産 次に掲げる資産の区分に応 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災

1 1

「同意又は防災街区整備審査会の議決のあつたことを証する書類の問意又は防災街区整備審査会の議決のあつたことを証する書類の限る。)に該当する旨を証する書類及び同項に規定する審査委員のできる場合には、施行令第三十九条第十一項第一号に掲げる場合にできる場合には、施行令第三十九条第十一項第一号に掲げる場合に限る。)に該当する旨を証する書類及び同項に規定による権利の変換をご十二条第一項又は第三項の申出をした者が同法第二百二条第一項の申出をすることができる場合には、施行令第三十九条第十一項第一号に掲げる場合には、施行令第三十九条第十一項第一号に掲げる場合には、施行令第三十九条第十一項第一号に掲げる場合には、施行令第三十九条第十一項第一号に掲げる場合による場合には、第二十一条又は第二百三条第一項又は防災街区整備を促進に関する法律第二百三八、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百三八、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百三八、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百三八、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百三八、密集市街地における場合に対している。

一· ホ 省 略

四·五 省 略

事項とする。 用する場合を含む。)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる用する場合を含む。)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる三項において準用する場合を含む。)又は第六十五条第三項において準用する場合を含む。)又は第六十五条第三項(法第六十四条第十一項(法第六十四条の二第十五項(法第六十五条第

税地及び法人番号並びに代表者の氏名用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする法人の名称、納項において準用する場合を含む。)又は第六十五条第三項において準一法第六十四条第九項(法第六十四条の二第八項(法第六十五条第三

法人、被現物出資法人又は被現物分配法人(以下この号において「分二 法第六十四条第九項又は第六十四条の二第八項に規定する分割承継

とを証する書類 とを証する書類 とを証する書類 とを証する書類の同意又は市街地再開発審査会の議決のあつたこ 「号に掲げる場合に限る。)に該当する旨を証する書類及び同項に項の申出をすることができる場合には、施行令第三十九条第七項第七十一条第一項又は第三項の申出をした者が同法第七十条の二第一七十一条第一項又は第三項の申出をした者が同法第七十条の二第一名を証する書類 とを証する書類

ニ〜ト 同 上

三同上

イ・ロ同上

二 · ホ 同 上

四·五 同 上

税地及び法人番号並びに代表者の氏名用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする法人の名称、納項において準用する場合を含む。)又は第六十五条第三項において準一 法第六十四条第八項 (法第六十四条の二第八項 (法第六十五条第三

法人、被現物出資法人又は被現物分配法人(以下この号において「分二 法第六十四条第八項又は第六十四条の二第八項に規定する分割承継

務所の所在地)並びに代表者の氏名連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事割承継法人等」という。)の名称及び納税地(当該分割承継法人等が

等の年月日 - 法第六十四条第九項又は第六十四条の二第八項に規定する適格分割

匹 省 略

に規定する補償金、対価又は清算金の額五 法第六十四条第九項、第六十四条の二第八項又は第六十五条第一項

六省略

する明細 (法第六十四条第九項(法第六十四条の二第八項(法第六十四条第九項に規定する帳簿価額を減額した金額及びその金額の計算に関用する場合を含む。)の規定により損金の額に算入される法第六十四項において準 は第六十四条第九項(法第六十四条の二第八項(法第六十五条第三七 法第六十四条第九項(法第六十四条の二第八項(法第六十五条第三

八 省 略

又は同号ロに規定する敷地の用に供することができることとなると認め資産を同号に規定する代替資産として同号イに規定する取得をすることれらの規定に規定する事業の施行者の当該法人がこれらの規定に掲げる年を経過する日から二月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書にこ年を経過する日から二月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書にこにがようとする法人は、これらの規定に規定する収用等があつた日後四種がある第三十九条第二十三項第一号イ又はロの所轄税務署長の承認を

務所の所在地)並びに代表者の氏名連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事割承継法人等」という。)の名称及び納税地(当該分割承継法人等が

等の年月日 - 法第六十四条第八項又は第六十四条の二第八項に規定する適格分割

に規定する補償金、対価又は清算金の額土、法第六十四条第八項、第六十四条の二第八項又は第六十五条第

項

七法第六

する明細 条第八項に規定する帳簿価額を減額した金額及びその金額の計算に関係第八項に規定する帳簿価額を減額した金額及びその金額の計算に関用する場合を含む。)の規定により損金の額に算入される法第六十四項において準項において準用する場合を含む。)又は第六十五条第三項において準の法第六十四条第八項(法第六十五条第三

八同上

6 の詳細、当該代替資産の取得予定年月日及びその取得価額の見積額その 第六十四条第四項に規定する明細書の添付には、そのやむを得ない事情 第六十五条第三項において準用する場合を含む。)において準用する法 定の適用を受けようとする場合における法第六十四条の二第十三項(法 同条第一項(法第六十五条第三項において準用する場合を含む。)の規 までにおいて同じ。)をする見込みであり、かつ、当該代替資産につき 内に代替資産の取得(同項に規定する取得をいう。 た日から法第六十四条の二第一項に規定する政令で定める日までの期 ては、同条第一項に規定する換地処分等)のあつた日以後二年を経過し 項に規定する収用等(法第六十五条第三項において準用する場合にあつ 法第六十四条の二第一項に規定するやむを得ない事情 の明細を記載した書類の添付を含むものとする。 第八項から第十一項 があるため、 同 間

は同号ロに規定する敷地の用に供することができることとなると認めら産を同号に規定する代替資産として同号イに規定する取得をすること又らの規定に規定する事業の施行者の当該法人がこれらの規定に掲げる資を経過する日から二月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書にこれたりとする法人は、これらの規定に規定する収用等があつた日後四年7 施行令第三十九条第十九項第一号イ又はロの所轄税務署長の承認を受

出しなければならない。 5 れる年月の記載がされた書類を添付して、 納税地の所轄税務署長に提

~ 七

署長に提出しなければならない。 とする法人は、同号に規定する収用等があつた日後四年を経過する日か ら二月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書を、 施行令第三十九条第二十三項第二号の所轄税務署長の承認を受けよう 納税地の所轄税務

細 規定する増殖施設の取得をすることができないこととなつた事情 当該四年を経過する日までに施行令第三十九条第二十三項第二号に の詳

省

10

兀 の状況及び当該調査の完了予定年月日 施行令第三十九条第二十三項第二号に規定する生態影響調査の 実施

記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。 四条の二第十七項に規定する指定期間の末日までに、次に掲げる事項を 合を含む。)の所轄税務署長の承認を受けようとする法人は、法第六十 法第六十四条の二第十七項 (法第六十五条第三項において準用する場

省略

Ŧi. を受けようとする日 代替資産の取得予定年月日及び施行令第三十九条第三十二 |項の認定

12 施行令第三十九条第三十二項に規定する所轄税務署長が認定した日は当前項に規定する法人が同項の所轄税務署長の承認を受けた場合には、 該承認において税務署長が認定した日とする。

略

、特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別

第二十二条の四 は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。 法第六十五条の三第四項に規定する財務省令で定める書

省

しなければならない。 れる年月の記載がされた書類を添付して、 納税地の所轄税務署長に提出

一 ~ 七

8

二月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書を、 長に提出しなければならない。 する法人は、 同号に規定する収用等があつた日後四年を経過する日から 納税地の所轄税務署

施行令第三十九条第十九項第二号の所轄税務署長の承認を受けようと

同

定する増殖施設の取得をすることができないこととなつた事情 当該四年を経過する日までに施行令第三十九条第十九項第二号に規 の詳 細

同

11 司 と 9・10 同 上 状況及び当該調査の完了予定年月日 状況及び当該調査の完了予定年月日 施行令第三十九条第十九項第二号に規定する生態影響調査 一の実

施

 \mathcal{O}

一 〈 匹 同

五. を受けようとする日 代替資産の取得予定年月日及び施行令第三十九条第二十八 項 認

定

同

12 施行令第三十九条第二十八項に規定する所轄税務署長が認定し 該承認において税務署長が認定した日とする。 前項に規定する法人が同項の所轄税務署長の承認を受けた場合には、 た日は当

13

同

上

上

〈特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別

第二十二条の四 同

同 上

じそれぞれ次に定める書類 - と第六十五条の三第一項第三号の場合 次に掲げる場合の区分に応

措置法第十一条第一項の規定により買い取つた旨を証する書類の長)の当該土地等を古都における歴史的風土の保存に関する特別第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該指定都市一条第一項の規定により買い取られる場合 府県知事(地方自治法1、土地等が古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第十二

質 取られる場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書取られる場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書口 土地等が都市緑地法第十七条第一項又は第三項の規定により買い

規定により買い取つた旨を証する書類団体の長の当該土地等を都市緑地法第十七条第一項又は第三項の① 当該土地等が地方公共団体に買い取られる場合 当該地方公共

該土地を同項の規定により買い取つた旨を証する書類定により買い取られる場合。同項に規定する特定空港の設置者の当ハ 土地が特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第八条第一項の規

該土地等を同項の規定により買い取つた旨を証する書類取られる場合。同法第四十九条第四項に規定する空港の設置者の当おいて準用する場合を含む。ニにおいて同じ。)の規定により買いニ 土地等が航空法第四十九条第四項(同法第五十五条の二第三項に

の管轄区域内である場合には、東海防衛支局長)の当該土地等を同管轄する地方防衛局長(当該土地等の所在する地域が東海防衛支局二項の規定により買い取られる場合 当該土地等の所在する地域を、土地等が防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第五条第

三同上

· 同 上

規定により買い取つたものである旨を証する書類団体の長の当該土地等を都市緑地法第十七条第一項又は第三項の(1) 当該土地等が地方公共団体に買い取られる場合 当該地方公共

② 当該土地等が施行令第三十九条の四第三項各号に掲げる要件を満たすものである旨を証する書に買い取ったものである旨、当該土地等の買取りが施行令第三十九共団体の長の当該推進法人が当該土地等を同条第三項の規定によ共団体の長の当該推進法人が当該土地等を同条第三項の規定によ共団体の長の当該推進法人が当該土地等を同条第三項の規定に基づき条の四第三項各号に掲げる要件を満たすものである旨を証する書として定めた地方公当該土地等が施行令第三十九条の四第三項に規定する推進法人

こ 土也等が抗空去第四十九条第四頁(司去第五十五条の二第三頁こ該土地を同項の規定により買い取つたものである旨を証する書類。定により買い取られる場合。同項に規定する特定空港の設置者の当ハ 土地が特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第八条第一項の規

の管轄区域内である場合には、東海防衛支局長)の当該土地等を同 で轄する地方防衛局長(当該土地等の所在する地域が東海防衛支局 な土地等が防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第五条第 な土地等が防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第五条第 である旨を証する書類 おいて準用する場合を含む。ニにおいて同じ。)の規定により買い ないて進用する場合を含む。ニにおいて同じ。)の規定により買い はにより買い取った。)の規定により買い ないて海の場合を含む。ニにおいて同じ。)の規定により買い はにより買い ないて海の場合により買い ないてある場合により買い ないてある場合により買い ないてある場合により買い ないてある場合により買い ないてある場合により買い ないてある場合により買い ないてある場合により買い ないてある場合により買い ないである目を証する書類 ないてある場合により買い ないてある場合により買い ないである目を証する書類 ないてある場合により買い ないである目を証する書類 ないてある場合により買い ないである目を証する書類 ないである目を証する書類

項の規定により買い取つた旨を証する書類

い取つた旨を証する書類に規定する特定飛行場の設置者の当該土地等を同項の規定により買い規定する法律第九条第二項の規定により買い取られる場合(同項)、土地等が公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止

イ 省 略

質 でする土地の買取りをする者の当該土地を買い取つた旨を証する書 にする土地の買取りをする者の当該土地を買い取つた旨を証する書口 イに掲げる場合以外の場合 法第六十五条の三第一項第四号に規

い取つた旨を証する書類 お歌つた旨を証する書類 とい取つた旨を証する書の出該土地を同号に規定する保安施設事業の用に供するために買された区域内の土地である旨を証する書類及び当該土地の買取りをす知事の当該土地が同号に規定する保安林又は保安施設地区として指定五 法第六十五条の三第一項第五号の場合 農林水産大臣又は都道府県

た旨を証する書類当該農地等を同号に規定する集団移転促進事業計画に基づき買い取つ当該農地等を同号に規定する集団移転促進区域内に所在すること及び規定する農地等が同号に規定する移転促進区域内に所在すること及び六 法第六十五条の三第一項第六号の場合 地方公共団体の長の同号に

者が同号に規定する農地中間管理機構に該当する旨を証する書類取つた旨を証する書類及び都道府県知事の当該土地等の買取りをする当該土地等の買取りをする者の当該土地等を同号の申出に基づき買い業の実施区域内にある同号に規定する農用地である旨を証する書類、号に規定する農用地利用改善事七 法第六十五条の三第一項第七号の場合 市町村長の当該土地等が同

2 · 3 省 略

(農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除)

域として定められている区域内にある同項に規定する農地を保全し、又利用上必要な施設で財務省令で定めるものは、同項に規定する農用地区第二十二条の六 施行令第三十九条の六第二項に規定する農地の保全又は

項の規定により買い取つたものである旨を証する書類

い取つたものである旨を証する書類に規定する特定飛行場の設置者の当該土地等を同項の規定により買等に関する法律第九条第二項の規定により買い取られる場合 同項土地等が公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止

四同

イ 同 上

を証する書類定する土地の買取りをする者の当該土地を買い取つたものである旨は、イに掲げる場合以外の場合、法第六十五条の三第一項第四号に規

い取つたものである旨を証する書類 お第六十五条の三第一項第五号の場合 農林水産大臣又は都道府県五 法第六十五条の三第一項第五号の場合 農林水産大臣又は都道府県

たものである旨を証する書類 当該農地等を同号に規定する集団移転促進事業計画に基づき買い取つ 規定する農地等が同号に規定する移転促進区域内に所在すること及び 大 法第六十五条の三第一項第六号の場合 地方公共団体の長の同号に

る書頭 法第六十五条の三第一項第七号の場合 市町村長の当該土地等が同 法第六十五条の三第一項第七号の場合 市町村長の当該土地等が同 法第六十五条の三第一項第七号の場合 市町村長の当該土地等が同 法第六十五条の三第一項第七号の場合 市町村長の当該土地等が同

2 3 同 上

(農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除)

域として定められている区域内にある同項に規定する農地を保全し、又利用上必要な施設で財務省令で定めるものは、同項に規定する農用地区第二十二条の六 施行令第三十九条の六第二項に規定する農地の保全又は

るために直接必要な施設とする。水施設、ため池、排水路又は当該農地の地すべり若しくは風害を防止すなされる農作物の栽培を含む。)の用に供するために必要なかんがい排は耕作(農地法第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみ

号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。 法第六十五条の五第二項に規定する財務省令で定める書類は、次の各

2

<u>〜</u> 当 省 略

定する農地中間管理機構に該当する旨を証する書類とて定められている区域内にある同項に規定する書類の当該農地等をその者の行う同項に規定する事業のため買い入れたする権利(以下この号において「農地等」という。)、同項に規定する農地(イにおいて「農用地区域内農地等」という。)、同項に規定する農業物地(イにおいて「農用地区域内農地等」という。)、同項に規定する農業物の書類及び都道府県知事の当該農地等」という。)、同項に規定する農業物の書類及び都道府県知事の当該農地等」という。)、同項に規定する農業物の書類及び都道府県知事の当該農地等」という。)、同項に規定する農業物の書類及び都道府県知事の当該農地等」という。)、同項に規定する農業物の書類及び都道府県知事の当該農地等の買入れをする書類とは採草放める書類及び都道府県知事の当該農地等の買入れをする者が同項に規定する農業、計算の場合、同項に規定する農用地区域と

イ 省 略

業用施設の用に供することとされている土地又は前項に規定する施適当な土地若しくは当該農地等に係る同項の農業上の用途区分が農区域内にある旨及び当該農地等が同項の開発して農地とすることが長の当該農地等が同項に規定する農用地区域として定められている長の当該農地等が同項に規定する農用地区域として定められている最地等(施行令第三十九条の六第二項に規定する開発して農地と

するために直接必要な施設とする。水施設、ため池、排水路、又は当該農地の地すべり若しくは風害を防止水施設、ため池、排水路、又は当該農地の地すべり若しくは風害を防止なされる農作物の栽培を含む。)の用に供するために必要なかんがい排は耕作(農地法第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみ

整備の促進に関する法律施行規則第一条に規定する施設とする。林業用施設及び特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤、法第六十五条の五第一項第三号に規定する財務省令で定める施設は、

るとする。 一合とする。 一向に従つた森林施業の実施に寄与することが確実であると見込まれる場所有権の移転が森林法第十条の五第一項に規定する市町村森林整備計林所有権の移転が森林法第十条の五第一項に規定する市町村森林整備計成規定する山炭である場合は、同額に規定する財務省令で定める場合は、同額をする。

4 合とする。

一〜三同上

イ同・

業用施設の用に供することとされている土地又は第一項に規定する適当な土地若しくは当該農地等に係る同項の農業上の用途区分が農長の当該農地等が同項に規定する農用地区域として定められている上地又はこれらの土地の上に存する権利に限る。) 市町村することが適当な土地若しくは農業用施設の用に供することとされ 農地等(施行令第三十九条の六第二項に規定する開発して農地と

を証する書類 設の用に供することとされている土地(これらの土地の上に存する 方公共団体の長の当該農地等の買入れにつき当該要請をしている旨 地等の買入れをする者に対し当該農地等の買入れを要請している地 権利を含む。)に該当するものである旨を証する書類並びに当該農

五. 省

旨を証する書類 地方公共団体の長の当該農地等の買入れにつき当該要請をしている 農地等の買入れをする者に対し当該農地等の買入れを要請している る権利を含む。)に該当するものである旨を証する書類並びに当該 施設の用に供することとされている土地(これらの土地の上に存す

六 五 同

る書類 る権利の移転につき同号に規定する公告をした旨 該土地等の 当該土地等が同号に規定する土地等に該当するものである旨及び当 法第六十五条の五 譲 渡が同号に規定する譲渡に該当するものである旨を証 第 項第三号の場合 市町村長の当該土地等に係 当該公告の年月日

七 五項 譲渡が、 項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者) る市町村の長 確保に関する特別措置法第八条の規定により読み替えて適用される場 る認定の取消しがあつたものを除く。 する特別措置法(平成八年法律第四十七号)第九条第四項の規定によ する部分に限る。 葉樹育成施業森林に係るもの(当該特定広葉樹育成施業森林を対象と もののうち森林法施行規則第三十九条第二項第二号に規定する特定広 条第五項第二号ロに規定する公益的機能別森林施業を実施するため る森林法第十二条第三項において準用する場合を含む。 合及び同法第九条第二項又は第三項の規定により読み替えて適用され により行われたものである旨並びに当該土地の取得をした者の有 林の全部につき森林法第十一条第 法第六十五条の五第一 又は受けることが確実である旨を証する書類 (同法第十二条第三項において準用する場合、 同号に規定する土地の譲渡に該当する旨及び同号のあつせん (同法第十九条の規定の適用がある場合には、)及び同法第十六条又は木材の安定供給の確保に関 項第四号の場合 を作成し、 項に規定する森林経営計 都道府県知事の当 木材の安定供給の 森林法第十一条第 0) の規定によ 認定を受け 同条第 該土地の する (T)

、特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例

第二十二条の八 同 上

、特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例

第二十二条の八 る書類は、 七第五項及び施行令第三十九条の八第六項に規定する財務省令で定め 次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類と 法第六十五条の十第三項において準用する法第六十五条

省

略

一 法第六十五条の十第一項第二号の場合 同号に規定する交換分合に 掲げる区域内にあることを明らかにする書類 に掲げる区域内にあることを明らかにする書類 に掲げる区域内にあることを明らかにする書類 に掲げる区域内にあることを明らかにする書類 に掲げる区域内にあることを明らかにする書類

省

2

(特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供

第二十二条の十の四 省 略

3 10 省 略

(内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例)

第二十二条の十一 項に規 国関係会社の経営管理を行う法人として財務省令で定めるものは (株式又は出資をいう。 て同じ 定する保険持株会社に (保険業を主たる事業とする内国 施行令第三十九条の十四の三第一項第 にその 発行済株式又は出資 以下この条において同じ。 に該当 する内国法人をいう。 人又は保険業法第一 (自己が有する自己の株 一号に規定する を除く。 以 下第五 一条第十 項ま

同上

画の 記事項証明書並びに当該交換分合に係る交換分合計画 より譲渡をした同号に規定する土地等及び取得をした当該土地等の 整備 法第六十五条の十 写しである旨の 法第十 条第一 記載があるものに限る。 第 項 規定による認可をした者の当該交換分合計 第二号の場合 同号に規定する交換分合に の写し (集落 地 登

に掲げる区域内にあることを明らかにする書類ものに限る。) 並びに当該土地等が施行令第三十九条の八第二項各号による公告をした者の当該交換分合計画の写しである旨の記載のある合法第十一条において準用する土地改良法第九十九条第十二項の規定記事項証明書並びに当該交換分合に係る交換分合計画の写し(農住組より譲渡をした同号に規定する土地等及び取得をした当該土地等の登より譲渡をした同号に規定する土地等及び取得をした当該土地等の登上場がある。

同

2

第二十二条の十の四 同 上 (特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供)

3 10 同

(内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例

第二十二条の十一

る要件の全てに該当するものとする。の項及び第五項において「判定対象内国法人」という。)で、次に掲げを直接又は間接に保有されている内国法人(保険会社等を除く。以下こ総数又は総額(以下この条において「発行済株式等」という。)の全部

業務を行つていること。

一 当該判定対象内国法人が専ら保険外国関係会社等(外国関係会社 () 当該判定対象内国法人が専ら保険外国関係会社等(外国関係会社 ()

イ

その主たる事業が保険業又はこれに関連する事業であること。

- 直接又は間接に保有されていること。

 一句でその発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等を人及び当該保険会社等に係る他の判定対象内国法人をいう。)により、対策対象内国法人等(当該保険会社等並びに当該判定対象内国法
- は間接に保有されていること。
 当該判定対象内国法人によつてその発行済株式又は出資を直接又
- つていること。 当該保険会社等に係る他の判定対象内国法人(当該保険外国関係会社等の経営管理及びこれに附帯する業務を行五項において同じ。)がある場合には、当該他の判定対象内国法人が出資を直接又は間接に保有するものに限る。第
- (こより行うものとする。(こより行うものとする。(三はり行うものとする。(三はり行うものとする。(三はり行うものとする。(三はり行うものとする。)(三はいて発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されているからより行うものとする。(1) 前項において発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されているからより行うものとする。
- 式等の全部が保険会社等によつて保有されている場合 当該株主内国国法人(以下この項において「株主内国法人」という。)の発行済株国法人の法人税法第二条第十四号に規定する株主等である他の内内国法人の法人税法第二条第十四号に規定する株主等である他の内内国法人の法人税法第二条第十四号に規定する構定等である他の内面は、当該各号に定める割合(当該各号に掲げる場合のいずれに対して、

3

二以上の株主内国法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合)のうちに占める割合(当該株主内国法人が二以上ある場合には、当該法人の有する当該内国法人の株式等の数又は金額がその発行済株式等

する当該内国法人の株式等の数又は金額がその発行済株式等のうちに 会社等又は他の出資関連内国法人によつて保有されているものに限る を保険会社等又は出資関連内国法人(その発行済株式等の全部が保険 株主内国法人を除く。 占める割合(当該株主内国法人が二以上ある場合には、 保有を通じて連鎖関係にある一又は二以上の内国法人 主内国法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合) 内国法人及び当該株主内国法人がそれぞれその発行済株式等の全部 いて「出資関連内国法人」という。 内国法人に係る株主内国法人(前号に掲げる場合に該当する同号の によつて保有されている場合に限る。)と保険会社等との間にこれらの者と株式等の が介在している場合 当該株主内国法人の有 (以下この号に 当該二以上の (出資関

4

外国関係会社」 あるのは「外国関係会社に係る」と、 あるのは 険会社等」 当該判定対象内国法人等」と、前項第一号中「内国法人の法人税法」と 国法人等をいう。以下この項及び次項において同じ。)」と、 とあるのは「判定対象内国法人等 主外国法人」と、 全部」とあるのは あるのは 人」とあるのは「外国関係会社」と、 について準用する。 る数又は金額の株式等を直接又は間接に保有されているかどうかの判定 超える数又は金額の株式等」 外国法人」と、 るのは の内国法人」とあるのは 一項の規定は、 「当該外国関係会社」と、 「外国関係会社の法人税法」と とあるのは 出資関連外国法人」と と読み替えるものとする。 「百分の五十を超える数又は金額の株式等」と、 「保険会社等」とあるのは「判定対象内国法人等」と 「株主内国法人」とあるのは「株主外国法人」と この場合において 第一項第 「判定対象内国法人等」 「の外国法人」 号ロの発行済株式等の百分の五十を超え لح (同項第一号ロに規定する判定対象内 同項第二号中「内国法人に係る」と 「株主内国法人」とあるのは 「当該内国法人」とあるのは 「当該保険会社等」とあるのは 「全部」とあるのは 第二項中「同項の保険会社等」 ٤ 「他の内国法人」とあるのは と、 「出資関連内国法人」 「当該内国法人」と 「百分の五十 「内国法 「当該

5

施行令第三十九条の十四の三第

項第一号に規定する外国関係会社の

12 11 省 略

係る他の判定対象内国法人で、 経営管理を行う他の法人として財務省令で定めるものは、 に附帯する業務を行つているものとする。 専ら保険外国関係会社等の 経営管理及び 保険会社 等に

れている者のうち、 引受けについて保険契約の内容を確定するための協議を行う者とする。 保険契約者と保険契約の内容を確定するための協議を行うことが認めら る者は、 施行令第三十九条の十四の三第一項第一号に規定する財務省令で定 保険業法第二百十九条第一項に規定する特定法人の規約により 同号に規定する特定保険外国子会社等が行う保険の

る収入金額は、外国関係会社の行う主たる事業に係る業務の通常の過程 おいて生ずる預金又は貯金の利子の額とする。 施行令第三十九条の十四の三第六項第一号に規定する財務省令で定め

10 9

をいう。 をいう。 る外国関係会社で、 る外国関係会社で、 係会社は、 施行令第三十九条の十四の三第八項に規定する財務省令で定める外国 以下この項において同じ。)の株式等の保有を主たる事業とす 以下この項において同じ。)の株式等の保有を主たる事業とす 被管理支配会社 同条第八項各号に掲げる要件の全てに該当するもの 次に掲げる要件の全てに該当するものとする。 (特定子会社 (同項に規定する特定子会社

第二項第二号イ4位に規定する管理支配会社をいう。以下この項及び第その事業の管理、支配及び運営が管理支配会社(法第六十六条の六 十四項第一 号において同じ。)によつて行われていること。

条第十五号に規定する役員をいう。 が、その本店所在地国において、 その事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全て 口(1)において同じ。)又は使用人によつて行われていること。 管理支配会社の役員 第二十項第三号及び第三十項第 (法人税法第二

5 七 略

> うことが認められている者のうち、 行う者とする。 等が行う保険の引受けについて保険契約の内容を確定するため 財務省令で定める者は、保険業法第二百十九条第一項に規定する特定法 人の規約により保険契約者と保険契約の内容を確定するための協議を行 施行令第三十九条の十四の三第 同号に規定する特定保険外国子会社 一項第一号に の協議 規定する

3 2 同上

に係る業務の通常の過程において生ずる預金又は貯金の利子の額とする。 る外国関係会社をいう。 る収入金額は、 施行令第三十九条の十四の三第六項第一号に規定する財務省令で定め 外国関係会社 以下この条において同じ。 (法第六十六条の六第二項第)の行う主たる事業 一号に規定す

5 4

をいう。以下この項において同じ。)の株式又は出資(以下この条にお 関係会社は、被管理支配会社(特定子会社(同項に規定する特定子会社 とする外国関係会社で、 ものをいう。以下この項において同じ。)の株式等の保有を主たる事業 施行令第三十九条の十四の三第八項各号に掲げる要件の全てに該当する いて「株式等」という。)の保有を主たる事業とする外国関係会社で、 施行令第三十九条の十四の三第八項に規定する財務省令で定める外国 次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

同

九項第一号において同じ。

)によつて行われていること。

第二項第二号イ44に規定する管理支配会社をいう。

その事業の管理、

支配及び運営が管理支配会社

(法第六十六条の六

以下この

項

及び第

四 { 七 三 その事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務 条第十五号に規定する役員をいう。第十五項第三号及び第二十五項 が、その本店所在地国において、管理支配会社の役員(法人税法第二 号_口(1) 同 において同じ。)又は使用人によつて行われていること。 の全て

司

7|6| 上上

14 13

行令第三十九条の十四の三第九項第

動産をいう。以下この項及び第十七項第一号において同じ。)の保有 外国関係会社は、被管理支配会社(特定不動産

の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、 を主たる事業とする外国関係会社で、 げる要件の全てに該当するものをいう。

同条第九項第一号イからニまでに

以下この項において同じ。

次に掲げる要件の

第十項第一

号及び第三号から第五号までに掲げる要件の全てに

該当

全てに該当するものとする。

すること。

· 四 略

20 19 18 17 16 15 省 略 略略略

外 国関係会社は、その関連者以外の者からの資源開発等プロジェクト 行令第三十九条の十四の三第九項第三号に規定する財務省令で

定

国関係会社で、 項において同じ。)に対して行う当該資金の提供を主たる事業とする外 に掲げる要件の全てに該当するものをいう。)に係る特定子会社(同号イ⑴に規定する特定子会社をいう。 事業のいずれかを主たる事業とする外国関係会社で、 第二十二項及び第二十三項第三号において同じ。)の遂行のための資金 調 同 達及び被管理支配会社 |号イ1||前に規定する資源開発等プロジェクトをいう。以下この項 次に掲げる要件の全てに該当するものとする。 (同条第九項第三号イ1)から(3)までに掲げる 以下この項において同じ。 同号ロからチまで 以下この

一 〈 匹

第十項第五号に掲げる要件に該当すること。

合計額の割合が百分の九十五を超えていること。 当該事業年度の収入金額の合計額のうちに占める次に掲げる金 額

イ 〜

特定不動産 (施行令第三十九条の + 应 の三第九項第三号イ③に規

9 8

上

一号に規定する財務省令で定

(同号に規定する特定

る外国関係会社は、 全てに該当するものとする。 の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、 掲げる要件の全てに該当するものをいう。以下この項において同じ。) を主たる事業とする外国関係会社で、 不動産をいう。以下この項及び第十二 施 行令第三十九条の 被管理支配会社(特定不動 十四の三第九項 一項第一号において同じ。)の保有 同条第九項第一号イからニまでに 一号に規定する財務省令で定 産 (同号に規定する特定 次に掲げる要件の

同

すること。 第五項第 一号及び第三号から第五号までに掲げる要件の全てに該

兀 同

同同同 上上上上上

15 14 13 12 11 10

係会社で、 おいて同じ。)に対して行う当該資金の提供を主たる事業とする外国関 係る特定子会社(同号イ1)に規定する特定子会社をいう。 げる要件の全てに該当するものをいう。 のいずれかを主たる事業とする外国関係会社で、 達及び被管理支配会社 (同条第九項第三号イ1)から(3)までに掲げる事業 第十七項及び第十八項第三号において同じ。)の遂行のための資金の る外国関係会社は、その関連者以外の者からの資源開 、同号イ⑴iiに規定する資源開発等プロジェクトをいう。 施 行令第三十九条の十四の三第九項第三号に規定する財務省令で定 掲げる要件の全てに該当するものとする。 以下この項において同じ。)に 同号ロからチまでに掲 発等プロジェ 以下この 以下この項 ークト 項 調 8

上

第五項第五号に掲げる要件に該当すること。

六 五 同

Ġ 同 上

特定不 動 産 (施行令第三十九条の十四の三第九項第三号イ(3) 規

て同じ。 定する特定不動 <u></u>の 譲渡に係る対価の額 産をいう。 以下この 項 、及び第一 + 三項第一 一号に お

同

同

門と上の譲渡には

係る対価 をいう。

の額

する特定不動

産

以下この項及び第十八項第二号におい

7

ホ・ヘ

七

25 24 23 22 21 略

務省令で定める配当等の額につい 第七項の規定は、 施行令第三十九条の十五第 て準用する。 項 第四 [号に規定する

27 26 者は、同号イの外国関係会社に係る法第六十六条の六第一項各号若しく は第六十八条の九十第一項各号に掲げる者又は当該者に係る部分対象外 .関係会社(法第六十六条の六第二項第六号に規定する部分対象外国関 施行令第三十九条の十五第一項 第五号イに規定する財務省令で定

会社をいう。

第三十項第一号において同じ。)とする。

省令で定める剰余金の配当等の額について準 第七項の規定は、施行令第三十九条の十七の三第六項に 一用する。 規定する 財

34 33 条の十一の三において同じ。)に係る利益の額又は損失の額につき法人 リバティブ取引をいう。 税法第六十一条の五の規定その他法人税に関する法令の規定 0) 十一条の六の規定を除く。 する部分対象外国関係会社をいい、 より計算した金額は、 行うデリバティブ取引(法人税法第六十一条の五第一項に規定するデ 等に該当するものを除く。次項から第四十二項までにおいて同じ。) 法第六十六条の六第六項第五号に規定する財務省令で定めるところに 部分対象外国関係会社(同条第二項第六号に規定 次項、 第三十九項及び第四十項並びに第二十二 例に準じて計算した場合に算出される金 同項第七号に規定する外国金融子会 (同法第六

> 20 19 18 17 16 同 同同同 同 上上上

務省令で定める配当等の額 第二項の規定は、 施行令第三十九条の十五 につい て準用する。 第 項 第 四 号に 規 定 する

財

22 21 同上

んめる

者は、 国関係会社 は第六十八条の九十第一項各号に掲げる者又は当該者に係る部分対象外 係会社をいう。 施行令第三十九条の十五第一項第五号イに規定する財務省令で定 同号イの外国関係会社に係る法第六十六条の六第一項各号若しく (法第六十六条の六第二項第六号に規定する部分対象外国 第二十五項第一号において同じ。) とする。 8 関

同同同

27 | 26 | 25 | 24 | 23

上上上

省令で定める剰余金の配当等の額について準用する。 第二項 上 \mathcal{O} 規定は、 施行令第三十九条の十七の三第六 項

務

29 28 二条の十一の三において同じ。)に係る利益の額又は損失の額につき法 リバティブ取引をいう。 社等に該当するものを除く。次項から第三十七項までにおいて同じ。) する部分対象外国関係会社をいい、 人税法第六十一条の五の規定その他法人税に関する法令の規定 より計算した金額は、 (行うデリバティブ取引(法人税法第六十一条の五第一項に規定するデ 法第六十六条の六第六項第五号に規定する財務省令で定めるところ 上 部分対象外国関係会社 次項、 第三十四項及び第三十五項並びに第二十 同項第七号に規定する外国金融子会 (同条第二項第六号に規定

金額とする。

六十一条の六の規定を除く。)の例に準じて計算した場合に算出される

(同法第

30

引及び同法第六十一条の五第一項に規定するその他財務省令で定める取 引に相当する取引を除く。 む。 .規定する先物外国為替契約等に相当する契約に基づくデリバティブ取^(同条第四項第一号に掲げる取引をいい、同法第六十一条の八第二項 財務省令で定めるデリバティブ取引は、次に掲げるデリバティブ取引 リバティブ取引等(次号に掲げるデリバティブ取引等を除く。) 取引等がヘッジ対象資産等損失額を減少させる効果についてあらかじ 成に代えて電磁的記録の作成がされている場合の当該電磁的記録を含 第一項第一号に規定する資産若しくは負債の取得若しくは発生又は当 等を行つた場合(当該デリバティブ取引等を行つた日において、同条 じ。)を減少させるために部分対象外国関係会社がデリバティブ取引 げる損失の額に相当する金額をいう。以下第三十七項までにおいて同 項各号に掲げる損失を減少させるために行つたデリバティブ取引とし 法第六十六条の六第六項第五号に規定する法人税法第六十一条 め定めた評価方法に従つて定期的に確認が行われているときの当該デ る事項が記載されている場合に限る。)において、当該デリバティブ 該デリバティブ取引等に係る契約の締結等に関する帳簿書類(その作 ヘッジ対象資産等損失額(法人税法第六十一条の六第一項各号に掲 次号において同じ。)に当該デリバティブ取引等につき次に掲げ 以下第三十七項までにおいて同じ。)とする の六第

- ~ 二 省 略

取得又は当該デリバティブ取引等に係る契約の締結等に関する帳簿書 外国関係会社がデリバティブ取引等を行つた場合(当該デリバティブ 相当する方法により機能通貨換算額への換算をする売買目的外有価証 号口において同じ。)をいう。以下この号において同じ。)の の三第一項第二号に規定する売買目的外有価証券に相当する有価証 その有する売買目的外有価証券相当有価証券(法人税法第六十一条 (同法第二条第二十一号に規定する有価証券をいう。第四十二項第四 ツジ対象有価証券損失額」という。)を減少させるために部分対象 に当該デリバティブ取引等につき次に掲げる事項が記載されている 引等を行つた日において、 相当有価証券の価額の外国為替の売買相場の変動に基因する変動を (同法第六十一条の九第一項第一号ロに規定する期末時換算法に)により生ずるおそれのある損失の額(以下この号において「 当該売買目的外有価証券相当有価証券の 価 額 \mathcal{O}

> 引に相当する取引を除く。 引及び同法第六十一条の五第一項に規定するその他財務省令で定める取 に規定する先物外国為替契約等に相当する契約に基づくデリバティブ取 て財務省令で定めるデリバティブ取引は、次に掲げるデリバティブ取引 取引等がヘッジ対象資産等損失額を減少させる効果についてあらかじ る事項が記載されている場合に限る。)において、当該デリバティブ む。次号において同じ。)に当該デリバティブ取引等につき次に掲げ 成に代えて電磁的記録の作成がされている場合の当該電磁的記録を含 該デリバティブ取引等に係る契約の締結等に関する帳簿書類(その作 第一項第一号に規定する資産若しくは負債の取得若しくは発生又は当 等を行つた場合(当該デリバティブ取引等を行つた日において、同条 じ。)を減少させるために部分対象外国関係会社がデリバティブ取引 げる損失の額に相当する金額をいう。以下

> 第三十二項

> までにおいて同 項各号に掲げる損失を減少させるために行つたデリバティブ取引とし リバティブ取引等(次号に掲げるデリバティブ取引等を除く。) め定めた評価方法に従つて定期的に確認が行われているときの当該デ 法第六十六条の六第六項第五号に規定する法人税法第六十一条 (同条第四項第一号に掲げる取引をいい、同法第六十一条の八第二項 ヘッジ対象資産等損失額(法人税法第六十一条の六第一項各号に掲 同 上 以下第三十二項までにおいて同じ。)とする

一 その有する売買目的外有価証券相当有価証券(法人税法第六十一条 変動 外国関係会社がデリバティブ取引等を行つた場合(当該デリバティブ 券相当有価証券の価額の外国為替の売買相場の変動に基因する変動を 相当する方法により機能通貨換算額への換算をする売買目的外有価証 号口において同じ。)をいう。以下この号において同じ。)の価額の の三第一項第二号に規定する売買目的外有価証券に相当する有価証券 取引等を行つた日において、 ヘッジ対象有価証券損失額」という。)を減少させるために部分対象 (同法第二条第二十一号に規定する有価証券をいう。 得又は当該デリバティブ取引等に係る契約の締結等に関する帳簿書 に当該デリバティブ取引等につき次に掲げる事項が記載され (同法第六十一条の九第一項第一号ロに規定する期末時換算法に)により生ずるおそれのある損失の額(以下この号において「 当該売買目的外有価証券相当有価 第三十七項第四

40 39 38 37 36

イ〜ニ 0 て定期的に確認が行われ 券損失額を減 合に限る。 少させる効果についてあらかじめ定めた評価方法 お 当該 ているときの当該デリバティブ取引等 デリバティブ取 弘引等が ヘッジ対 象有: に 従 価

略略略

六項 銭に 失額」とあるのは「短期売買商品等損失額」と、「法人税法第六十一条あるのは「短期売買商品等損失額」と、同号ロ中「ヘッジ対象資産等損 損失額を減少させる効果」と、同号イ中「ヘッジ対象資産等損失額」と 債の取得若しくは発生」とあるのは「短期売買商品等の取得」と、「へ 掲げる損失」とあるのは に規定する金銭に相当するもの」とあるのは 法第六十一 対象資産等損失額」とあるのは あるのは「第四十項において準用する前項」と、同項第一号中「ヘッジ ジ対象資産等損失額」とあるのは の六第一 ッジ対象資産等損失額を減少させる効果」とあるのは「短期売買商 おそれのある損失」と、「同条第一項第一号に規定する資産若しくは負 人税法第六十一条第一項に規定する短期売買商品等に相当する資産をい 商品等損 中「ヘッジ対象資産等損失額(法人税法第六十一条の六第一項各号に バティブ取引について準用する。この場合において、 \mathcal{O} 準用 短期売買商品等損失額を減少させるために行つた」と、「前 相当するもの」とあるのは 以下第三十七項までにおいて同じ。 変動に伴つて生ずるおそれのある損失を減少させるために行つたデ + H 「ヘッジ対象資産等損失額を減少させるために行つた」とあるの する前 及 項第一号に規定する資産又は負債及び同項第二号に規定する金 条の六第一 び第四 失額 項 から |号中 第三十七項までの規定は、 と、 項 第 第一号に規定する資産又は負債及び同 三十七項 「短期売買商品等損失額(短期売買商品等 「ヘッジ ッジ 対 「短期売買商品等損失額」と、「 「短期売買商品等」と、 対象資産等損失額」 单 象資産等損失 短期売買商品等損失額」と、 「前項」)の価額の変動に伴つて生ずる とあるの 「短期 、額」とあるのは 0 売買商品等」と、 短期売買商品 とあるの は 同号ハ中「ヘッ 第三十五 「第四 は + 項第二号 「法人税 -項に 『項」と 短 項 等 期売 \mathcal{O}

> つて定 期的 失額を 限る。 同 に)にお 上 確認が行われているときの当該デリバティブ 減 少させる効果についてあらかじめ定めた評 いて、 当 一該デリバティ ブ取引等が ヘッジ 価 一方法に 引等 対 象有 従 価

35 34 33 32 31

同同同同 上上上上 項 から 第三十二項までの規定は、 項 \hat{O}

取得若しくは発生」とあるのは「短期売買商品等の取得」と、「ヘッジれのある損失」と、「同条第一項第一号に規定する資産若しくは負債の以下第三十二項までにおいて同じ。)の価額の変動に伴つて生ずるおそ バの のは「第三十五項において準用する前項」と、同項第一号中「ヘッジ対短期売買商品等損失額を減少させるために行つた」と、「前項」とある 第六十一条の六第一 中「ヘッジ対象資産等損失額を減少させるために行つた」とあるのは「 象資産等損失額」とあるのは 相当するも 」とあるのは「短期売買商品等損失額」と、「法人税法第六十一条の六 のは「短期売買商品等損失額」と、同号ロ中「ヘッジ対象資産等損失額 額を減少させる効果」と、同号イ中「ヘッジ対象資産等損失額」とある 対象資産等損失額を減少させる効果」とあるのは「短期売買商品等損失 法第六十一 る損失」とあるのは「短期売買商品等損失額(短期売買商品等 象資産等損失額」とあるのは「短期売買商品等損失額」と、 第一項第 「ヘッジ対象資産等損失額(法人税法第六十一条の六第一項各号に掲げ ティブ取引について準用する。この場合において、 定する金銭に 変動に伴つて生ずるおそれのある損失を減 甪 でする前 失額」と び第四号中 号に規定する資産又は負債及び同 条第一項に規定する短期売買商品等に相当する資産をいう。 の」とあるのは 項」 相当するもの」とあるのは と 第三 項第一号に規定する資産又は負債及び同 \neg ヘッジ 一 十 二 ヘッジ対象資産等損 「短期売買商品等」と、 項 対 「短期売買商品等損失額」と、 中 象資産等損失 前 項 () とあ 額 短期売買商品等」と、 『項第二号に規定する金銭に 少させるために行つたデリ 失額」 るの とあ 短期 同号ハ中 は るの とあるの 第三十項 売買商品 第三 は 第三十一項 第三十 + 項 「法人税: -五項に 第二号に は 短 (法人税 売買 同 項

省 略略

項第一号、

第三十六項第一号及び前項に規定する電磁的記

49 48 47 第三十五 省

42 41 第三十五項、 、買商品等損失額」と読み替えるものとする 前項及びこの項にお

当該各号に定めるところによる。 て、 次の各号に掲げる用語 0 意

Á.

兀 るものとする。 める取引について準用する。この場合において、 項第一号」とあるのは、 号及び施行令第三十九条の十七の三第十六項に規定する財務省令で定 第三十五項から第三十七項までの規定は、 「同条第四項第二号及び第三号」と読み替え 法第六十六条の六第六項第 第三十五項中「同条第

号へに規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について準 務省令で定めるところにより計算した金額について準用する。 第三十四項の規定は、法第六十六条の六第六項第十一号ホに規定する 第四十一項及び第四十二項の規定は、 法第六十六条の六第六項第十一

でする。

とする。 令で定める部分対象外国関係会社(第四号において「外国金融持株会社 等」という。)に該当するものにあつては、 十六条の六第二項第七号に規定する外国金融機関に準ずるものとして政 項各号列記以外の部分に規定する部分対象外国関係会社をいう。次項に 令で定めるものの額は、 おいて同じ。)の第一号から第三号までに掲げる金額の合計額 施行令第三十九条の十七の四第六項に規定する剰余金その他の財 部分対象外国関係会社(法第六十六条の六第八 次に掲げる金額の合計 (法第六 務省

~三 省

発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等を有するもの に限る。) 定する特定外国金融機関の株式等及び他の外国金融持株会社等(その 金融持株会社等に係る施行令第三十九条の十七第三項第一号イに規 当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている当該外 の株式等の帳簿価額

44 43 42

売買商品等損失額」と読み替えるものとする

37 36

当該各号に定めるところによる。第三十項、前項及びこの項におい 次の各号に掲げる用 語 の意

は

一 分 五 同

38

第一号」とあるのは、 号及び施行令第三十九条の十七の三第十六項に規定する財務省令で定め る取引について準用する。この場合において、第三十項中 のとする。 第三十項から第三十二項までの規定は、 「同条第四項第二号及び第三号」と読み替えるも 法第六十六条の六第六項 「同条第四項

39 財務省令で定めるところにより計算した金額について準用する。 第二十九項の規定は、 法第六十六条の六第六項第十一 号ホに規 定する

40 号へに規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について準 用する。 第三十六項及び第三十七項の規定は、法第六十六条の六第六項第十一

41 同

同

は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式等を有するものに限る 発行済株式又は出資(自己が有する自己の株式等を除く。 定する特定外国金融機関の株式等及び他の外国金融持株会社等(その 玉 .金融持株会社等に係る施行令第三十九条の十七第三項第一号イに規 当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている当該 の株式等の帳簿価 の総数又

用に供されるものをいう。ができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理のとは、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識すること

の特例)(特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税)(特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税)

第二十二条の十一の三 規定する財務省令で定める収入金額について、第二十二条の十一第十七 規定は施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する同号ハ(3)に 号に規定する財務省令で定める資産の帳簿価額について、 三第五項において準用する施行令第三十九条の十四の三第八項に規定す 第六項第二号に規定する財務省令で定める資産の帳簿価額について、 三十九条の二十の三第五項において準用する同号ハに規定する財務省令 項の規定は施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する同号ニ 財務省令で定める外国関係会社について、 額について、 三十九条の十四の三第八項第六号ハに規定する財務省令で定める収入金 る財務省令で定める外国関係会社について、第二十二条の十一第十二項 十九条の二十の三第五項において準用する施行令第三十九条の十四の三 定める収入金額について、第二十二条の十一第九項の規定は施行令第三 用する施行令第三十九条の十四の三第六項第一号に規定する財務省令で 条の十一第八項の規定は施行令第三十九条の二十の三第五項において準 項に規定する財務省令で定める剰余金の配当等の額について、 条の二十の三第五項において準用する施行令第三十九条の十四の三第五 において準用する施行令第三十九条の十四の三第九項第一号に規定する 十一第十四項及び第十五項の規定は施行令第三十九条の二十の三第五項 十の三第五項において準用する施行令第三十九条の十四の三第八項第七 一十二条の十一第十項及び第十一項の規定は施行令第三十九条の二十の める収入金額について、 第十八項の規定は施行令第三十九条の二十の三第五項において準用す 規定する財務省令で定める資産の帳簿価額について、 規定は施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令第 行令第三十九条の十四の三第九項第二号ロ(3)に規定する財務省令で 第二十二条の十一第十三項の規定は施行令第三十九条の二 第二十二条の十 第二十二条の十一第十九項の規定は施行令第 一第七項の規定は施行令第三十 第二十二条の十一第十六項の 第二十二条の十 第二十二条の 第

に供されるものをいう。できない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用は、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することが

、寺別、、

第二十二条の十一の三 二十の三第五項において準用する同号ハに規定する財務省令で定める資 の規定は施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令第 財務省令で定める資産の帳簿価額について、 施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する同号ニに規定する 務省令で定める収入金額について、第二十二条の十一第十二項の規定は 令第三十九条の二十の三第五項において準用する同号ハ

③に規定する財 用する施行令第三十九条の十四の三第九項第一号に規定する財務省令で 九項及び第十項の規定は施行令第三十九条の二十の三第五項において準 第五項において準用する施行令第三十九条の十四の三第八項第七号に規 ついて、第二十二条の十一第八項の規定は施行令第三十九条の二十の三 九条の十四の三第八項第六号ハに規定する財務省令で定める収入金額に 定は施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令第三十 財務省令で定める外国関係会社について、第二十二条の十一第七項の規 第五項において準用する施行令第三十九条の十四の三第八項に規定する 二十二条の十一第五項及び第六項の規定は施行令第三十九条の二十の三 第六項第二号に規定する財務省令で定める資産の帳簿価額について、 十九条の二十の三第五項において準用する施行令第三十九条の十四の三 用する施行令第三十九条の十四の三第六項第一号に規定する財務省令で 条の十一第三項の規定は施行令第三十九条の二十の三第五項にお 項に規定する財務省令で定める剰余金の配当等の額について、 条の二十の三第五項において準用する施行令第三十九条の十四 三十九条の十四の三第九項第二号ロ 定める外国関係会社について、 定する財務省令で定める資産の帳簿価額について、 定める収入金額について、第二十二条の十一第四項の規定は施行令第三 第二十二条の 第二十二条の十一第二項の規定は施行令第三十 十一第十四項の規定は施行令第三十九条の 第二十二条の十一第十一項の規定は施行 (3)に規定する財務省令で定める収入 第二十二条の十一第十三項 第二十二条の十一第 の三第五 いて準 第

るのは イ (4) おいて、 令第三十九条の二十の三第五項において準用する同号チに規定する財務 のは「被管理支配法人」と、「特定子会社」とあるのは「特定子法人」 あるのは「特定子法人」と、同項第七号イ中「被管理支配会社」とある るのは「第六十六条の九の二第二項第三号ハ(1)」と、「特定子会社」と のは「被管理支配法人」と、「第六十六条の六第二項第二号ハ⑴」とあ イ中「被管理支配会社」とあるのは「被管理支配法人」と、「特定子会 第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令」と、 の六第二項第二号イ⑷」とあるのは「第六十六条の九の二第二項第三号 において準用する施行令第三十九条の十四の三第八項各号」と、 省令で定める資産の帳簿価額について、それぞれ準用する。 で定める収入金額について、第二十二条の十一第二十三項の規定は施行 十六条の九の二第一項に規定する特殊関係株主等である」と、 社」とあるのは「特定子法人」と、同号ロ中「被管理支配会社」とある のは「管理支配法人」と、同項第五号中「施行令」とあるのは「施行令 一号中「管理支配会社」とあるのは「管理支配法人」と、「第六十六条 人(法第六十六条の九の二第二項第三号イ40に規定する特定子法人」と 一項」とあるのは「同条第一項」と、同項第二号中「外国子会社」とあ 十九条の二十の三第五項において準用する同号ト(6)に規定する財務省令 「法第六十六条の九の二第二項第三号イ③」と、「法第六十六条の六第 (同項に規定する特定子会社」とあるのは「被管理支配法人 (特定子法 「外国子法人」と、「施行令第三十九条の十四の三第六項」とあるのは おいて準用する施行令」と 項各号中「施行令」とあるのは 「同条第八項各号」とあるのは「施行令第三十九条の二十の三第五 項の規定は施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する 同条第十一 ر کر 第三十九条の十四の三第九項第三号に規定する財務省令で定める外 める資産の帳簿価額について、第二十二条の十 「外国子法人」と、同条第十項中「被管理支配会社 第二十二条の十一第九項第一号イ中「外国子会社」とあるのは 同項第二号から第四号までの規定中「管理支配会社」とある 項中「他の被管理支配会社」とあるのは「他の被管理支 第六十六条の六第一項各号に掲げる」とあるのは 第二十二条の十 同条第十四項中 「施行令第三十九条の二十の三第五項 一第二十二項の規定は施行令第三 「被管理支配会社 第二十項及び (特定子会社 同項第六号 この場合に 6条第十 同項第 第二 項

令」と、 条の十一 他の被管理支配法人」と、 二号ハ(1)」とあるのは「第六十六条の九の二第二項第三号ハ(1)」と、「 と、同項第六号イ中「被管理支配会社」とあるのは「被管理支配法人」 るのは「施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令」 配会社」とあるのは「管理支配法人」と、同項第五号中「施行令」とあ あるのは の九の二第二項第三号イ4個に規定する特定子法人」と、 特定子会社」とあるのは「被管理支配法人(特定子法人(法第六十六条 九の二第二項第三号イ③」と、「法第六十六条の六第一項」とあるのは の帳簿価 十の三第五項において準用する同号チに規定する財務省令で定める資産 三第五項において準用する同号ト個に規定する財務省令で定める収入金 は の三第五項において準用する施行令」と、 配会社」とあるのは「被管理支配法人」と、「特定子会社」とあるのは 特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、 配会社」とあるのは「被管理支配法人」と、「第六十六条の六第二項第 二第二項第三号イ44」と、同項第二号から第四号までの規定中「管理支 人」と、同条第五項中「被管理支配会社(特定子会社(同項に規定する 額について、 、「施行令第三十九条の十四の三第六項」とあるのは「法第六十六条の 「同条第一項」と、同項第二号中「外国子会社」とあるのは「外国子法 特定子法人」と、 !施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令第三十 「第六十六条の六第二項第二号イ⑷」とあるのは「第六十六条の九の (」とあるのは 「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、同号ロ中「被管理支 条第八項各号中「施行令」とあるのは 「第六十六条の九の二第一項に規定する特殊関係株主等である」 同項第一号中「管理支配会社」とあるのは「管理支配法人」と 第二十二条の十一第十七項の規定は施行令第三十九条の二十の 第四項第一号4中「外国子会社」とあるのは「外国子法人」と 額について、それぞれ準用する。この場合において、 価額について、 第二十二条の十一第十八項の規定は施行令第三十九条の二 施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行 第九項第三号に規定する財務省令で定める外国関係会社に 「被管理支配法人(」と、 同条第六項中「他の被管理支配会社」とあるのは「 第二十二条の十一 「第六十六条の六第一項各号に掲げる」とあ 第十五項及び第十六項 同 同項第七号イ中「被管理支 条第九項中 「同号」とあるのは 施 行令第三十九条の二十 「被管理支配会 施行令」と 第二十二 の規 する。 ある」と、 支配会社」とあるのは「被管理支配法人」と、「特定子会社」とあるの 法人」と、 支配法人等」と、同項第六号イからハまでの規定中「被管理支配会社」 会社(同条第九項第三号イ⑴」とあるのは「被管理支配法人(施行令第 三第五項において準用する施行令」と、 とあるのは「被管理支配法人」と、「特定子会社」とあるのは 項第二号から第四号までの規定中「管理支配会社等」とあるのは 支配会社等」とあるのは「管理支配法人等」と、「施行令」とあるのは 社」とあるのは「特定子法人(施行令第三十九条の二十の三第五項にお 三十九条の二十の三第五項において準用する施行令第三十九条の十四の 九条の二十の三第五項において準用する同号イ⑴」と、「被管理支配 施行令」と、同条第二十項中「同号イ⑴」とあるのは「施行令第三十 令」とあるのは「施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する 項に規定する特殊関係株主等である」と、 支配会社」とあるのは「管理支配法人」と、同項第三号及び第四 施行令第三十九条の十四の三第九項第一号イ」と、同項第一号中 九条の二十の三第五項において準用する同号」と、「同条第九項 は「特定子法人」と、同条第二十一項中「他の被管理支配会社」とある いて準用する同号イ⑴に規定する特定子法人」と、同項第一号中「管理 三第九項第三号イ⑴」と、「特定子会社(同号イ⑴に規定する特定子会 十六条の六第一項各号に掲げる」とあるのは「第六十六条の九の二 九条の二 とあるのは「第六十六条の九の二第一項に規定する特殊関係株主等で は「他の被管理支配法人」と、「第六十六条の六第一項各号に掲げる 施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令」と、 他の被管理支配会社」とあるのは「他の被管理支配法人」と、 被管理支配会社」とあるのは るのは「被管理支配法人 同号二中「施行令」とあるのは「施行令第三十九条の二十の 同条第二十三項第一号中「施行令」とあるのは「施行令第三 の三第五項において準用する施行令」と読み替えるものと 「施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する ر کر 「被管理支配法人」と、 「同号」とあるのは「施行令第三十 同項第七号イ及びロ中 同条第十九項第一号中「施行 同条第十五 「被管理 「特定子 号イ中 「管理 項中 同

第十九項において準用する施行令第三十九条の十五第八項に規定する明第二十二条の十一第二十九項の規定は、施行令第三十九条の二十の三

被管理 二十の三第五項において準用する施行令」と、同項第七号イ及びロ中「 項 三十九条の二十の三第五項において準用する施行令」と読み替えるもの げる」とあるのは「第六十六条の九の二第一項に規定する特殊関係株主 あるのは 特定子法人」と、 会社」とあるのは「被管理支配法人」と、「特定子会社」とあるのは「 るのは「施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令」 項において準用する同号イ(1)に規定する特定子法人」と、 行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令第三十九条の 理支配会社 用する施行令」と、 二第一項に規定する特殊関係株主等である」と、 四号イ中「被管理支配会社」とあるのは 令第三十九条の二十の三第五項において準用する同号」と、 等である」と、 と、同項第二号から第四号までの規定中「管理支配会社等」とあるのは 定子会社」とあるのは「特定子法人(施行令第三十九条の二十の三第五 十四の三第九項第三号イ⑴」と、「特定子会社(同号イ⑴に規定する特 第三十九条の二十の三第五項において準用する同号イ⑴jij」と、「被管 十項中「他の被管理支配会社」とあるのは 「管理支配会社等」とあるのは「管理支配法人等」と、「施行令」とあ 「管理支配法人等」と、同項第六号イからハまでの規定中「被管理支配 「施行令」とあるのは「施行令第三十九条の二十の三第五項において準 「第六十六条の六第一項各号に掲げる」とあるのは「第六十六条の九の 用する施行令第三十九条の十四の三第九項第一号イ」と、 第一号イ」とあるのは 「管理支配会社」とあるのは「管理支配法人」と、同項第三号及び第 支配会社」とあるのは「被管理支配法人」と、「特定子会社」と 「特定子法人」と、 「他の被管理支配法人」と、 (同条第九項第三号イ①」とあるのは「被管理支配法人(施 同条第十八項第一号中「施行令」とあるのは「施行令第 同号二中「施行令」とあるのは「施行令第三十九条の 同条第十五項中「同号イ(1)前」とあるのは 「施行令第三十九条の二十の三第五 同条第十六項中「他の被管理支配会社」と 「第六十六条の六第一項各号に掲 「被管理支配法人」と、 「他の被管理支配法人」と、 同条第十四項第一号中 同項第一号中 同同 同 項 において 項第一号 「施行令 同条第 条第

第十九項において準用する施行令第三十九条の十五第八項に規定する明2 第二十二条の十一第二十四項の規定は、施行令第三十九条の二十の三

細書について準用する。

- 令で定める要件に該当する外国法人について、それぞれ準用する。いて準用する施行令第三十九条の十七第九項第二号ロに規定する財務省の十一第三十一項の規定は施行令第三十九条の二十の三第二十一項において準用する施行令第三十九条の十七第三項第一号イ②に規十一項において準用する施行令第三十九条の十七第三項第一号イ②に規・第二十二条の十一第三十項の規定は施行令第三十九条の二十の三第二
- 財務省令で定める剰余金の配当等の額について準用する。第四項において準用する施行令第三十九条の十七の三第六項に規定する4.第二十二条の十一第三十二項の規定は、施行令第三十九条の二十の四
- 財務省令で定める金額について準用する。 第七項において準用する施行令第三十九条の十七の三第九項に規定する 第二十二条の十一第三十三項の規定は、施行令第三十九条の二十の四
- デリバティブ取引とする。大第一項各号に掲げる損失を減少させるために行つたデリバティブ取引とされるとして財務省令で定めるデリバティブ取引は、部分対象外国関係法人がとして財務省令で定めるデリバティブ取引は、部分対象外国関係法人がとして財務省令で定めるデリバティブ取引は、部分対象外国関係法人が、第一項各号に掲げる損失を減少させるために行つたデリバティブ取引、法第六十六条の九の二第六項第五号に規定する法人税法第六十一条の
- のうち第二十二条の十一第三十九項及び第四十項の規定の例によるものるデリバティブ取引は、部分対象外国関係法人が行うデリバティブ取引9 法第六十六条の九の二第六項第五号に規定するその他財務省令で定め

書について準用する。

- 3 第二十二条の十一第二十五項の規定は施行令第三十九条の二十九条の二十九条の十七第九項第二号ロに規定する財務 条の十一第二十六項の規定は施行令第三十九条の二十の三第二十一項に 規定する財務省令で定める要件に該当する外国法人について、第二十二 の 第二十二条の十一第二十五項の規定は施行令第三十九条の十七第三項第一号イ②に
- 財務省令で定める剰余金の配当等の額について準用する。第四項において準用する施行令第三十九条の十七の三第六項に規定する第二十二条の十一第二十七項の規定は、施行令第三十九条の二十の四
- 財務省令で定める金額について準用する。第七項において準用する施行令第三十九条の十七の三第九項に規定するの第二十二条の十一第二十八項の規定は、施行令第三十九条の二十の四
- 7 法第六十六条の九の二第六項第五号に規定する法人税法第六十一条の「第一項各号に掲げる損失を減少させるために行つたデリバティブ取引のうち第二十二条の十一第三十項から第三十二行つたデリバティブ取引のうち第二十二条の十一第三十項から第三十二十分に対務省令で定めるデリバティブ取引は、部分対象外国関係法人が大第一項各号に掲げる損失を減少させるために行つたデリバティブ取引を、法第六十六条の九の二第六項第五号に規定する法人税法第六十一条の
- 準用する。 法人が行う同号に規定する財務省令で定めるデリバティブ取引について 第五号に規定する行為を業として行う同号に規定する部分対象外国関係 の第二十二条の十一第三十三項の規定は、法第六十六条の九の二第六項
- のうち第二十二条の十一第三十四項及び第三十五項の規定の例によるもるデリバティブ取引は、部分対象外国関係法人が行うデリバティブ取引 法第六十六条の九の二第六項第五号に規定するその他財務省令で定め

とした場合に同条第三十九項に規定するデリバティブ取引とされるデリ ティブ取引とする。

- た金額について準用する。 ·九の二第六項第六号に規定する財務省令で定めるところにより計算し第二十二条の十一第四十一項及び第四十二項の規定は、法第六十六条
- 失の額を含む。)を生じさせる資産の運用、保有、譲渡、貸付けその他 いて同じ。)のうち、第二十二条の十一第三十五項から第三十七項まで る利益の額又は損失の額を除く。)に係る取引に限る。以下この項にお の行為により生ずる利益の額又は損失の額(当該各号に掲げる金額に係 げる金額に係る利益の額又は損失の額(これらに類する利益の額又は損 \mathcal{O} が行つた取引(法第六十六条の九の二第六項第一号から第六号までに掲 掲げる損失を減少させるために行つた取引とされる取引とする。 規定の例によるものとした場合に法人税法第六十一条の六第一項各号 第十六項に規定する財務省令で定める取引は、部分対象外国関係法人 第十二項及び第二十三項において準用する施行令第三十九条の十七 法第六十六条の九の二第六項第七号並びに施行令第三十九条の二十 \mathcal{O}
- デリバティブ取引に係る法第六十六条の九の二第六項第十一号ホに規定 第二十二条の十一第三十四項の規定は、部分対象外国関係法人の行う
- する財務省令で定めるところにより計算した金額について準用する。 九の二第六項第十一号へに規定する財務省令で定めるところにより計 第二十二条の十一第四十一項及び第四十二項の規定は、法第六十六条

算した金額について準用する。

税の特例 特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課

第二十二条の十三 省 略

2 { 8

取得の日から三年 ところにより証明がされた特定株式は、 する特定株式 施行令第三十九条の二十四の二第十一項に規定する財務省令で定める 五年) **议** を経過した特定株式として記載されたものとする。 下 (令和四年三月三十 この 頃に いて 「特定株式」 日以前に取得をした特定株式に 共同化継続証明書に同項に規定 のうちその

> IJ のとした場合に同条第三十四項に規定するデリバティブ取引とされるデ バティブ取引とする。

10 の九の二第六項第六号に規定する財務省令で定めるところにより計算し た金額について準用する。 第二十二条の十一第三十六項及び第三十七項の規定は、

11

- 失の額を含む。)を生じさせる資産の運用、保有、 三第十六項に規定する財務省令で定める取引は、部分対象外国関係法人 掲げる損失を減少させるために行つた取引とされる取引とする。 規定の例によるものとした場合に法人税法第六十一条の六第一項各号に る利益の額又は損失の額を除く。)に係る取引に限る。 の行為により生ずる利益の額又は損失の額(当該各号に掲げる金額に係 げる金額に係る利益の額又は損失の額(これらに類する利益の額又は損 が行つた取引(法第六十六条の九の二第六項第一号から第六号までに掲 四第十二項及び第二十三項において準用する施行令第三十九条の十七の いて同じ。)のうち、 法第六十六条の九の二第六項第七号並びに施行令第三十九条の二十 第二十二条の十一第三十項から第三十二項までのの額を除く。)に係る取引に限る。以下この項にお 譲渡、貸付けその他
- する財務省令で定めるところにより計算した金額について準用する。 デリバティブ取引に係る法第六十六条の九の二第六項第十一号ホに規定 第二十二条の十一第二十九項の規定は、部分対象外国関係法人の行う
- 13 の九の二第六項第十一号へに規定する財務省令で定めるところにより計 算した金額について準用する。 第二十二条の十一第三十六項及び第三十七項の規定は、法第六十六条
- 14

税の特例 、特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課

第二十二条の十三 同 同

上

2 { 8

9 日から五年を経過した法第六十六条の十三 載されたものとする。 ところにより証明がされた特定株式は、 施行令第三十九条の二十四の二第十一項に規定する財務省令で定める 共同化: 第十一 .継続証明書にその取得の 一項の特定株式として記

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例)

第二十二条の十八 法人」とあるのは「中小企業者等」と読み替えるものとする。 業者等」 定する中小企業者等をいう。 第三十九条の二十八第二項に規定する主要な事業として行われる貸付け 法施行規則第二十七条の十七第 該当するかどうかの判定について準用する。 」とあるのは 小企業者等の少額減価償却資産 同項第二号から第四号までの規定及び同条第二項中 「中小企業者等 法人税法施行規則第二十七条の十七の規定は、 以下この条において同じ。 (租税特別措置法第六十七条の五第 項 第 の取得価額の損金算入の特例 号 中 この場合において、 「内国法人が当該内国法 が当該 施行令 中 に規 法人 項

特別控除)(地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の(

第二十二条の二十九 事業 写し 業年度に係る第三項及び第六項又は第四項及び第六項に規定する書類の る改正前の租税特別措置法施行規則 うち法第六十八条の十五の二第一項に規定する計画の認定(以下この条 務省令で定める書類は、同項に規定する適用年度前の各連結事業年度の 及び第六項に規定する書類の写し)とする。 法施行規則」 において「計画の認定」という。)を受けた日以後に終了する各連結事 部 を改正する省令(令和四年財務省令第二十三号) 年度にあつては、 (当該適用年度前の同日以後に終了する連結事業年度に該当しない という。 施行令第三十九条の四 当該事業年度に係る租税特別措置法施行規則等の 第二十条の七第三項及び第六項又は同条第四項 (第七項において「旧租税特別措置 十五の二第一項に規定する財 第二条の規定によ

2~6 省 略

旧租税特別措置法施行規則第二十条の七第三項及び第六項又は同条第四る連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、当該事業年度に係る及び前項又は第四項及び前項に規定する書類の写し(同日以後に終了すいて計画の認定を受けた日以後に終了する各連結事業年度に係る第三項書類は、同項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画につた行令第三十九条の四十五の二第十七項に規定する財務省令で定める

10 同 上

第二十二条の十八削除

特別控除)(地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の

2~6 同 し

第二十条の七第三項及び第六項又は同条第四項及び第六項に規定する書を連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、当該事業年度に係る及び前項又は第四項及び前項に規定する書類の写し(同日以後に終了す書類は、同項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画につった。 施行令第三十九条の四十五の二第十七項に規定する財務省令で定める

項及び第六項に規定する書類の写し)とする

(給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)

第二十二条の三十二 省 略

2 省 略

4 施行令第三十九条の四十六の二第三項第二号に規定する国内雇用者に該当する者とすら第五条の六の四第五項第一号に規定する改正前の租税特別措置法施行人で当該個人の改正令第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行人で当該個人の改正令第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行人で当該個人の改正令第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行人で当該個人の連結子法人との間に法人税法第二条第十二号の七の五元の第五条の六の四第五項第一号に規定する個人の国内に

5 6 8 省 略

(法人税の額から控除される特別控除額の特例)

に基づき雇用されている者である旨の記載がある場合のその者とする。十条の十の四各号に掲げる書類のいずれかにその者が当該継続雇用制度第二十三号)第二条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第二、租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(令和四年財務省令で定める者は、同項の連結親法人又はその連結子法人の就業規則にお第二十二条の三十四 施行令第三十九条の四十八第五項に規定する財務省

特定地域における工業用機械等の特別償却)

令で定める書類は、沖縄県知事の同条第五項に規定する設備について同第二十二条の三十七 施行令第三十九条の五十六第六項に規定する財務省

類の写し)とする。

、給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除

第二十二条の三十二 同 上

2 同 上

3

用者に該当する者とする。
当該法人の施行令第二十七条の十二の五第三項第一号に規定する国内雇連結法人に該当しない法人の国内に所在する事業所に勤務する使用人で所在する事業所に勤務する雇用者として財務省令で定める者は、同号の施行令第三十九条の四十六の二第三項第二号に規定する法人の国内に

5 8 同 上

(法人税の額から控除される特別控除額の特例)

第二十二条の三十四 施行令第三十九条の四十八第五項に規定する財務省第二十二条の十四四各号に掲げる書類のいずれかにその者が当該継続雇いて同項に規定する継続雇用制度を導入している旨の記載があり、かつ命で定める者は、同項の連結親法人又はその連結子法人の就業規則にお第二十二条の三十四 施行令第三十九条の四十八第五項に規定する財務省

第二十二条の三十七(特定地域における工業用機械等の特別償却)

項の確認をした旨を証する書類とする。

(連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例)

に定める期間の月数とする。令で定める期間の月数は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する財務省第二十二条の六十の二 施行令第三十九条の九十第一項に規定する財務省

始した日が最も早い法人が当該対象特定情報通信事業を行つていた期 報通信産業特別地区の区域内において当該対象特定情報通信事業を開 当する同項の連結親法人又はその連結子法人が合併により設立された 下この号において「認定時」という。)において同表の第一号の中欄 結子法人が沖縄振興特別措置法第三十条第一項の認定を受けた時 法人であり、 に掲げる区域に該当していた区域をいう。 この月数 という。 振興特別措置法第三条第七号に規定する特定情報通信事業に該当し に掲げる法人に該当しない期間にあつては、 て同じ。 が認定時情報通信産業特別地区の区域(当該連結親法人又はその連 いた事業。 法第六十八条の六十三第)を行つていた場合)内において同表の第一号の下欄に掲げる事業 かつ、 以下この号及び第三号において「対象特定情報通信事業 当該合併に係る各被合併法人のうちいずれかの法 項の表の第一 当該被合併法人のうち当該認定時情 号の 以下この号及び第三号にお 当該認定時において沖 上欄に掲げる法人に該 (同号の上

の連結子法人が沖縄振興特別措置法第四十四条第一項の認定を受けた人が認定時国際物流拠点産業集積地域の区域(当該連結親法人又はそ法人であり、かつ、当該合併に係る各被合併法人のうちいずれかの法当する同項の連結親法人又はその連結子法人が合併により設立された当まの連結親法人又はその連結子法人が合併により設立された当まの主機に掲げる法人に該一法第六十八条の六十三第一項の表の第二号の上欄に掲げる法人に該

した市町村の長が確認した旨を証する書類とする。十六第四項に規定する産業投資促進計画を定め、作成し、又は策定十六第四項に規定する産業投資促進計画に記載された事項に適合するも械等に係る同項の表の各号の下欄に掲げる設備が施行令第三十九条の五械等にめる書類は、法第六十八条の二十七第二項に規定する産業振興機令で定める書類は、法第六十八条の二十七第二項に規定する産業振興機

(連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例)

第二十二条の六十の二 同 上

月数 当該事業を開始した日が最も早い法人が当該事業を行つていた期間 法人が当該各号の中欄に掲げる地区内において当該各号の下欄に掲げ 該当する同項の連結親法人又はその連結子法人が合併により設立され る事業を行つていた場合 当該被合併法人のうち当該地区内において た法人であり、 法第六十 八条の六・ かつ、 十三第一 当該合併に係る各被合併法人のうちいずれかの 項 \mathcal{O} 表の各号の 上欄に掲 げる連 結 法人に

月数 | 一 | 大学大十八条の六十三第一項の表の各号の上欄に掲げる連結法人に | 大学大十八条の六十三第一項の表の各号の上欄に掲げる連結表人に | 大学大十八条の六十三第一項の表の各号の上欄に掲げる連結法人に | 大学大十八条の六十三第一項の表の各号の上欄に掲げる連結法人に | 大学大十八条の六十三第一項の表の各号の上欄に掲げる連結法人に | 大学大十八条の六十三第一項の表の各号の上欄に掲げる連結法人に

事業に該当していた事業。 うち当該認定時国際物流拠点産業集積地域の区域内において当該対象 号の上欄に掲げる法人に該当しない期間にあつては、当該認定時に 号において同じ。)内において同表の第二号の下欄に掲げる事業 物流拠点事業を行つていた期間の月数 定国際物流拠点事業を開始した日が最も早い法人が当該対象特定国 際物流拠点事業」という。 て沖縄振興特別措置法第三条第十二号に規定する特定国際物流拠点 中欄に掲げる区域に該当していた区域をいう。 (以下この号において「認定時」という。 以下この号及び第四号において を行つていた場合 に 以下この号及び第四 おいて同表の第二号 当該被合併法人の 「対象特定

当する同項の連結親法人又はその連結子法人と実質的に同 ると認められる者が当該認定時情報通信産業特別地区の区域内にお て当該対象特定情報通信事業を行つていた期間の月数 報通信産業特別地区の区域内において対象特定情報通信事業を行つ められる者が当該連結親法人又はその連結子法人の設立前に認定時 法第六十八条の六十三第一 た場合 (第一号に掲げる場合を除く。 項の表の第一号の上欄に掲げる法人に該 当該実質的に同 一であると であ

区域内において当該対象特定国際物流拠点事業を行つていた期間 認められる者が当該連結親法人又はその連結子法人の設立前に認定時 を行つていた場合 際物流拠点産業集積地域の区域内において対象特定国際物流拠点事 する同項の連結親法人又はその連結子法人と実質的に同一であると 法第六十八条の六十三第一 であると認められる者が当該認定時国際物流拠点産業集積地域の (第二号に掲げる場合を除く。 項の表の第二号の上欄に掲げる法人に該 当該実質的に の月

2 数は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間の月 とする。 次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する財務省令で定める期間の月 施行令第三十九条の九十第四項に規定する財務省令で定める場合は、

カコ 連 金融活性化特別地区の区域 結親法人又はその連結子法人が合併により設立された法人であり、 法第六十八条の六十三第二項に規定する認定法人に該当する同項の 5活性化特別地区の区域(当該連結親法人又はその連結子法人が当該合併に係る各被合併法人のうちいずれかの法人が認定時経

> 2 同

上

かつ、 定する経済金融活性化特別地区として指定された地区 連 |結親法人又はその連結子法人が合併により設立された法人であり、法第六十八条の六十三第二項に規定する連結法人に該当する同項の 当該合併に係る各被合併法人のうちいずれかの法人が同項に規 (以下この項に

済金融活性化事業を行つていた期間の月数において「認定時」という。)において居定された地区の区域に該当していた区域をいう。)な行つていた場合 当該被合併法人の済金融活性化事業」という。)を行つていた場合 当該被合併法人の済金融活性化事業」という。)を行つていた場合 当該被合併法人の済金融活性化事業」という。)を行つていた場合 当該被合併法人の済金融活性化事業という。)において同じ。)内において当該対象特定経済金融活性化事業を開始した日が最も早い法人が当該対象特定経済金融活性化事業を開始した日が最も早い法人が当該対象特定経済金融活性化事業を開始した日が最も早い法人が当該対象特定経済金融活性化事業を開始した日が最も早い法人が当該対象特定経済金融活性化事業を開始した日が最も早い法人が当該対象特定経済金融活性化事業を行つていた期間の月数

該対象特定経済金融活性化事業を行つていた期間の月数められる者が当該認定時経済金融活性化特別地区の区域内において当た場合(前号に掲げる場合を除く。) 当該実質的に同一であると認た場合(前号に掲げる場合を除く。) 当該実質的に同一であると認い当該連結親法人又はその連結子法人の設立前に認定時経済金融活性が当該連結親法人又はその連結子法人と実質的に同一であると認められる者連結親法人又はその連結子法人と実質的に同一であると認められる者

3 · 4 省 略

(収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例)

4 略

第二十二条の六十四

略

- 3 法第六十八条の七十第四項 (法第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。) 文は第六十八条の七十二第三項若しくは第四項において準用する場合を含む。) 並びに施行令第三十九条の九十九第二十二項及び第三十九条の百第八項に規定施行令第三十九条の九十九第二項において準用する場合を含む。) 又は第六十八条 の区分に応じ当該各号に定める書類とする。
- 定める事項は、次に掲げる事項とする。の七十二第三項において準用する場合を含む。)に規定する財務省令で十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。)又は第六十八条4 法第六十八条の七十第十項 (法第六十八条の七十 第十元項 (法第六
- 一 法第六十八条の七十第八項、第六十八条の七十一第九項又は第六十

該特定経済金融活性化事業を行つていた期間の月数おいて当該特定経済金融活性化事業を開始した日が最も早い法人が当ていた場合 当該被合併法人のうち当該経済金融活性化特別地区内に(以下この項において「特定経済金融活性化事業」という。)を行つ十九条の九十第四項に規定する特定経済金融活性化産業に属する事業おいて「経済金融活性化特別地区」という。)内において施行令第三

3 4 同 上

(収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例

2 司 ト

第二十二条の六十四

同上

- 3 法第六十八条の七十第三項 (法第六十八条の七十一第十四項 (法第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。) 並びに施行令第三十九条の九十九第十八項及び第三十九条の百第七項に規定する財務省令で定める書類は、第二十二条の二第四項各号に掲げる資産の七十二第三項若しくは第四項において準用する場合を含む。) 又は第六十八条の七十一第十四項 (法第六
- 定める事項は、次に掲げる事項とする。の七十二第三項において準用する場合を含む。)に規定する財務省令での七十二第三項において準用する場合を含む。)又は第六十八条4 法第六十八条の七十第九項 (法第六十八条の七十一第十六項 (法第六
- 法第六十八条の七十第七項、第六十八条の七十一第九項又は第六十

号並びに代表者の氏名
八条の七十二第三項に規定する連結親法人の名称、納税地及び法人番

。) つては、その本店又は主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を含むけようとする連結親法人又はその連結子法人の名称(連結子法人にあ条の七十二第三項において準用する場合を含む。)又は第六十八千の七十二第三項において準用する場合を含む。)又は第六十八二 法第六十八条の七十第八項(法第六十八条の七十一第九項(法第六

事務所の所在地)並びに代表者の氏名地(これらの法人が連結子法人である場合には、その本店又は主たる地(これらの法人が連結子法人である場合には、その本店又は主たるる分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人の名称及び納税ニ 法第六十八条の七十第八項又は第六十八条の七十一第九項に規定す

る適格分割等の年月日四 法第六十八条の七十一第九項に規定す

五省略

七 省 略

額した金額及びその金額の計算に関する明細の額に算入される法第六十八条の七十第八項に規定する帳簿価額を減条の七十二第三項において準用する場合を含む。)の規定により損金十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。)又は第六十八、法第六十八条の七十第八項(法第六十八条の七十一第九項(法第六

九 省 略

十八条の七十一第十四項(法第六十八条の七十二第三項において準用すする場合を含む。)の規定の適用を受けようとする場合における法第六代替資産につき同条第一項(法第六十八条の七十二第三項において準用七項から第十項までにおいて同じ。)をする見込みであり、かつ、当該める日までの期間内に代替資産の取得(同項に規定する取得をいう。第二年を経過した日から法第六十八条の七十一第一項に規定する政令で定こ年を経過した日から法第六十八条の七十一第一項に規定する政令で定に規定する収用等(法第六十八条の七十二第三項において準用す、同項に規定する収用等(法第六十八条の七十二第三項において準用す法第六十八条の七十一第一項に規定するやむを得ない事情があるため法第六十八条の七十一第一項に規定するやむを得ない事情があるため

号並びに代表者の氏名八条の七十二第三項に規定する連結親法人の名称、納税地及び法人番

。) つては、その本店又は主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を含むけようとする連結親法人又はその連結子法人の名称(連結子法人にあ条の七十二第三項において準用する場合を含む。)又は第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。)又は第六十八二 法第六十八条の七十第七項(法第六十八条の七十一第九項(法第六

事務所の所在地)並びに代表者の氏名地(これらの法人が連結子法人である場合には、その本店又は主たるめ、これらの法人が連結子法人である場合には、その本店又は主たるる分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人の名称及び納税法第六十八条の七十第七項又は第六十八条の七十一第九項に規定す

る適格分割等の年月日四 法第六十八条の七十第七項又は第六十八条の七十第九項に規定す

五 同 上

七同上

額した金額及びその金額の計算に関する明細の額に算入される法第六十八条の七十第七項に規定する帳簿価額を減条の七十二第三項において準用する場合を含む。)の規定により損金人、法第六十八条の七十第三項において準用する場合を含む。)又は第六十八条の七十二第五項(法第六八、法第六十八条の七十第七項(法第六十八条の七十一第九項(法第六

九同上

る 付を含むものとする。 予定年月日及びその取得価額の見積額その他の明細を記載した書類 明細書の添付には、そのやむを得ない事情の詳細、当該代替資産の取 場合を含む。) において準用する法第六十八条の七十第四項に規定 す

して、 ることができることとなると認められる年月の記載がされた書類を添付 同号イに規定する取得をすること又は同号ロに規定する敷地の用に供す 結子法人がこれらの規定に掲げる資産を同号に規定する代替資産として 申 請書にこれらの規定に規定する事業の施行者の当該連結親法人又は連 た日後四年を経過する日から二月以内に、次に掲げる事項を記載した を受けようとする連結親法人は、これらの規定に規定する収用等があ 施行令第三十九条の九十九第九 納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。 項 第一 号イ又はロ \mathcal{O} 所轄税務署長

省略

過する日から二月以内に、 ようとする連結親法人は、 所轄税務署長に提出しなければならない。 施行令第三十九条の九十九第九項 次に掲げる事項を記載した申請書を、 同号に規定する収用等があつた日後四年を経 第二号の所轄税務署長の承認を受け 納税地

の詳細 号に規定する増殖施設の取得をすることができないこととなつた事情 当該四年を経過する日までに施行令第三十九条の九十九第九 項 第

省

9 実施の状況及び当該調査の完了予定年月 施行令第三十九条の九十九第九項第二号に規定する生態影響調 日 査 \mathcal{O}

轄税務署長に提出しなければならない。 でに、 親法人は、法第六十八条の七十一第十八項に規定する指定期間の末日ま て準用する場合を含む。)の所轄税務署長の承認を受けようとする連結 法第六十八条の七十一第十八項(法第六十八条の七十二第三項にお 次に掲げる事項を記載した申請書を当該連結親法人の納税地 の所

0 認定を受けようとする日 代替資産の取得予定年月日及び施行令第三十九条の九十九第十 ·七項

> 得予定年月日及びその取得価額の見積額その他の明細を記載した書類の る明細書の添付には、そのやむを得ない事情の詳細、 添付を含むものとする。 る場合を含む。)において準用する法第六十八条の七十第三項に規定す 当該代替資産の取

6

して、 つた日後四年を経過する日からニョメすこ、こ…よう認を受けようとする連結親法人は、これらの規定に規定する収用等があ認を受けようとする連結親法人は、これらの規定に規定する収用等がある。 同号イに規定する取得をすること又は同号ロに規定する敷地の用に供す ることができることとなると認められる年月の記載がされた書類を添付 結子法人がこれらの規定に掲げる資産を同号に規定する代替資産として 申請書にこれらの規定に規定する事業の施行者の当該連結親法人又は連 納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一~八同 上

7 過する日から二月以内に、 の所轄税務署長に提出しなければならない。 ようとする連結親法人は、 施行令第三十九条の九十九第五 次に掲げる事項を記載した申請書を、 同号に規定する収用等があつた日後四 項第二号の所轄税務署長の承認を受け 納税地]年を経

同 上

0 号に規定する増殖施設の取得をすることができないこととなつた事情 詳細 当該四年を経過する日までに施行令第三十 九条の九十九 第五 項第二

同 上

兀 実施の状況及び当該調査の完了予定年月日 施行令第三十九条の九十九第五項第二号に規定する生態影 》響調: 査の

上

10 8 同 9 上 同

∫ 五. 同

0 認定を受けようとする日 代 替資産の 取得予定年月日 及び施行令第三十九条の九十九第十三項

七省略

定した日は当該承認において税務署長が認定した日とする。には、施行令第三十九条の九十九第十七項に規定する所轄税務署長が認11 前項に規定する連結親法人が同項の所轄税務署長の承認を受けた場合

12 省略

ホン(農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控

該各号に定める書類とする。 定める書類は、第二十二条の六第二項各号に掲げる場合の区分に応じ当第二十二条の六十八 法第六十八条の七十六第二項に規定する財務省令で

(特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例)

定める書類とする。
務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に
十八条の七十八第五項及び施行令第三十九条の百七第六項に規定する財第二十二条の七十 法第六十八条の八十一第三項において準用する法第六

省吹

項に規定する区域内にあることを明らかにする書類 あるものに限る。)並びに当該土地等が施行令第三十九条の百七第二規定による公告をした者の当該交換分合計画の写しである旨の記載の住組合法第十一条において準用する土地改良法第九十九条第十二項の住組合法第東通証明書並びに当該交換分合に係る交換分合計画の写し(農の登記事項証明書並びに当該交換分合に係る交換分合計画の写し(農合により譲渡をした同号に規定する土地等及び取得をした当該土地等 法第六十八条の八十一第一項第二号の場合 同号に規定する交換分

2 省

〈連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例

七同上

11

定した日は当該承認において税務署長が認定した日とする。には、施行令第三十九条の九十九第十三項に規定する所轄税務署長が認工 前項に規定する連結親法人が同項の所轄税務署長の承認を受けた場合

12 同 上

(農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控(

該各号に定める書類とする。 定める書類は、第二十二条の六第四項各号に掲げる場合の区分に応じ当第二十二条の六十八 法第六十八条の七十六第二項に規定する財務省令で

(特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例)

第二十二条の七十 同 上

一同上

2 同 上

〈連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例

第二十二条の七十六 全部を直接又は間接に保有されている内国法人(保険会社等を除く。 項までにおいて同じ。 第十六項に規定する保険持株会社に該当する内国法人をいう。以下第五 する外国関係会社の経営管理を行う法人として財務省令で定めるものは 下この項及び第五項において 株式等 に限る。 の総数又は総額 保険会社等(保険業を主たる事業とする内国法人又は保険業法第二条 (株式又は出資をいう。 で、 次に掲げる要件の全てに該当するものとする。 施行令第三十九条の百十四の二第一項第一 (以下この条において)にその発行済株式又は出資(自己が有する自己 「判定対象内国法人」という。 以下この条において同じ。 「発行済株式等」という。 を除く。 号に規定 (連結法

る業務を行つていること。
いう。次号及び第五項において同じ。)の経営管理及びこれに附帯す下この条において同じ。)で次に掲げる要件の全てに該当するものを下この条において同じ。)で次に掲げる要件の全てに該当するものを法第六十八条の九十第二項第一号に規定する外国関係会社をいう。以当該判定対象内国法人が専ら保険外国関係会社等(外国関係会社(

国法人をいう。)によつてその発行済株式等の百分の五十を超える人(連結法人に限る。)及び当該保険会社等に係る他の判定対象内判定対象内国法人等(当該保険会社等並びに当該判定対象内国法

株式又は出資を直接又は間接に保有されていること。ハー当該判定対象内国法人(連結法人に限る。)によつてその発行済数又は金額の株式等を直接又は間接に保有されていること。

により行うものとする。
会社等の当該内国法人に係る間接保有株式等保有割合とを合計した割合当該内国法人の発行済株式等のうちに占める割合をいう。)と当該保険有割合(当該保険会社等の有する当該内国法人の株式等の数又は金額がどうかの判定は、同項の保険会社等の内国法人に係る直接保有株式等保どうかの判定は、同項の保険会社等の内国法人に係る直接保有株式等保

2

- も該当する場合には、当該各号に定める割合の合計割合)をいう。 の区分に応じ当該各号に定める割合(当該各号に掲げる場合のいずれに 前項に規定する間接保有株式等保有割合とは、次の各号に掲げる場合
- 二以上の株主内国法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合) 、当該特別のうちに占める割合(当該株主内国法人が二以上ある場合には、当該法人の有する当該内国法人の株式等の数又は金額がその発行済株式等 は 以下この項において「株主内国法人」という。)の発行済株 国法人(以下この項において「株主内国法人」という。)の発行済株 国法人の法人税法第二条第十四号に規定する株主等である他の内

4

険会社等」 あるのは「外国関係会社の法人税法」と、 当該判定対象内国法人等」と、前項第一号中「内国法人の法人税法」と る数又は金額の株式等を直接又は間接に保有されているかどうかの判定 あるのは あるのは とあるのは について準用する。この場合において 人」とあるのは 外国法人」と、 法人等をいう。 前二項の規定は、 とあるのは 「外国関係会社に係る」と 一当該外国関係会社」と、 とあるのは 「判定対象内国法人等 「外国関係会社」と、 以下この項及び次項において同じ。 「百分の五十を超える数又は金額 「株主内国法人」とあるのは 第一項第一号ロの発行済株式等の百分の五十を超え 判定対象内国法人等」 (同項第 同項第二号中 「当該保険会社等」とあるのは 株主内国法人」とあるのは 第二項中「同項の保険会社等」 「他の内国法人」とあるの 一号口に規定する判定対象内 لح 「株主外国法人」と |内国法人に係る」と の株式等」 一当該内国法人」 と、 ح 「内国法

を超える数又は金額の株式等」と、 とあるのは「出資関連外国法人」と、 国関係会社」と読み替えるものとする。 外国法人」と、 の内国法人」とあるのは「の外国法人」 「保険会社等」とあるのは 「当該内国法人」とあるのは 全部」 と、 「判定対象内国法人等」と とあるのは 「出資関連内国法人」 「百分の五十 「当該

びこれに附帯する業務を行つているものとする。 係る他の判定対象内国法人で、 経営管理を行う他の法人として財務省令で定めるも 施行令第三十九条の百十四の二第一 専ら保険外国関係会社等の経営管 項第一 号に 規定する外国関係会社 のは、 保険会社等 理及

ŋ 5 める者は、保険業法第二百十九条第一項に規定する特定法人の規約によ 引受けについて保険契約の内容を確定するための協議を行う者とする れている者のうち、同号に規定する特定保険外国子会社等が行う保険 保険契約者と保険契約の内容を確定するための協議を行うことが認め 施行令第三十九条の百十四の二第一項第一号に規定する財務省令で定

る収入金額は、 施行令第三十九条の百十四の二第六項第一号に規定する財務省令で定 おいて生ずる預金又は貯金の利子の額とする。 外国関係会社の行う主たる事業に係る業務の通常の過

10 9 玉 る外国関係会社で、 をいう。 |関係会社は、被管理支配会社(特定子会社(同項に規定する特定子会 施行令第三十九条の百十四の二第八項に規定する財務省令で定める外 いう。以下この項において同じ。)の株式等の保有を主たる事業と外国関係会社で、同条第八項各号に掲げる要件の全てに該当するも 以下この項において同じ。)の株式等の保有を主たる事業と

す

る外国関係会社で、

次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

第二項第二号イ44に規定する管理支配会社をいう。以下この その事業の管理、 |項第一号において同じ。) によつて行われていること。 支配及び運営が管理支配会社(法第六十八条の九 の項及び

> 議を行う者とする。 会社等が行う保険の引受けについて保険契約の内容を確定するための協 を行うことが認められている者のうち、 定法人の規約により保険契約者と保険契約の内容を確定するための協議 する財務省令で定める者は、保険業法第二百十九条第一項に規定する特 施行令第三十九条の百十四の二第一項第一号に規 同号に規定する特定保険外国子

3 2

上

事業に係る業務の通常の過程において生ずる預金又は貯金の利子の額と める収入金額は、外国関係会社(法第六十八条の九十第二項第一号に規 定する外国関係会社をいう。以下この条において同じ。)の行う主たる 施行令第三十九条の百十四の二第六項第一号に規定する財務省令で定

5 4 同

事業とする外国関係会社で、 するものをいう。以下この項において同じ。)の株式等の保有を主たる 社をいう。 国関係会社は、被管理支配会社(特定子会社 いて「 施行令第三十九条の百十四の二第八項各号に掲げる要件の全てに該当 施行令第三十九条の百十四の二第八項に規定する財務省令で定める外 「株式等」という。 以下この項において同じ。)の株式又は出資(以下この条に)の保有を主たる事業とする外国関係会社で 次に掲げる要件の全てに該当するものとす (同項に規定する特定子会

第九項第一号において同じ。)によつて行われていること。 十第二項第二号イ44に規定する管理支配会社をいう。 その事業の管理、 支配及び運営が管理支配会社 (法第六十八条の 以下この 河及び 九

14 13 12 11

有を主たる事業とする外国関係会社で、 定不動産をいう。以下この項及び第十七項第一号において同じ。)の保める外国関係会社は、被管理支配会社(特定不動産(同号に規定する特 几 |~七 条第十五号に規定する役員をいう。 が、その本店所在地国において、管理支配会社の役員 施行令第三十九条の百十四の二第九項第一号に規定する財務省令で定 又は使用人によつて行われていること。 第二十項第三号において同じ。 同条第九項第一号イからニまで (法人税法第二

 \mathcal{O}

全てに該当するものとする。

に掲げる要件の全てに該当するものをいう。

以下この項において同じ。

次に掲げる要件

の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、

すること。 第十項第一号及び第三号から第五号までに掲げる要件の全てに該当

· 匹 略

省

略 略

20 19 18 17 16 15 める外国関係会社は、その関連者以外の者からの資源開発等プロジェク の調達及び被管理支配会社 第二十二項及び第二十三項第三号において同じ。)の遂行のための資(同号イ1)前に規定する資源開発等プロジェクトをいう。以下この項 行令第三十九条の百十四の二第九項第三号に規定する財務省令で (同条第九項第三号イ1)から(3)までに掲げ

でに掲げる要件の全てに該当するものをいう。以下この項において同じ

(同号イ1)に規定する特定子会社をいう。

以下こ

)に係る特定子会社

る事業のいずれかを主たる事業とする外国関係会社で、

同号ロからチま

同

その事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全

又は使用人によつて行われていること。 条第十五号に規定する役員をいう。第十五項第三号において同じ。) が、その本店所在地国において、管理支配会社の役員(法人税法第二 その事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務 の全て

四~七 同

9 8 7 6 同 同 同 上 上 上

の全てに該当するものとする。)の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、 に掲げる要件の全てに該当するものをいう。 有を主たる事業とする外国関係会社で、 定不動産をいう。以下この項及び第十二項第一号において同じ。)の める外国関係会社は、被管理支配会社(特定不動産(同号に規定する特 施行令第三十九条の百十四の二第九項第一号に規定する財務省令で定 同条第九項第一号イからニまで 以下この項において同じ。 次に掲げる要件 保

同 上

すること。 第五項第 一号及び第三号から第五号までに掲げる要件の全てに該当

15 14 13 12 11 10 同同 上上 上上上

兀

同

調達及び被管理支配会社(同条第九項第三号イ(1)から(3)までに掲げる事 1 掲げる要件の全てに該当するものをいう。以下この項において同じ。) 業のいずれかを主たる事業とする外国関係会社で、 係る特定子会社 第十七項及び第十八項第三号において同じ。)の遂行のための資金の る外国関係会社は、その関連者以外の者からの資源開発等プロジェ 施行令第三十九条の百十四の二第九項第三号に規定する財務省令で定 (同号イ1)jilに規定する資源開発等プロジェクトをいう。 (同号イ1)に規定する特定子会社をいう。 同号口からチまでに 以下この 以下この項 項 ク

外国関係会社で、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。 項において同じ。)に対して行う当該資金の提供を主たる事業とする

一 〈 匹

六 五

第五項第五号に掲げる要件に該当すること。

同

関係会社で、

次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

)に対して行う当該資金の提供を主たる事業とする外国

おいて同じ。

第十項第五号に掲げる要件に該当すること。

合計額の割合が百分の九十五を超えていること。 当該事業年度の収入金額の合計額のうちに占める次に掲げる金

規定する特定不動産をいう。 いて同じ。 特定不動産(施行令第三十九条の百十四の二第)の譲渡に係る対価 以下この 項及び第一 \pm 九項 項 第三号イ 第 二号に (3)

ホ・ヘ 省

25 24 23 22 21

務省令 第七項の規定は、 ・で定める配当等の額について準用する。 施行令第三十九条の百十五第 項第四号に規定する

務省令で定める剰余金の配当等の額について準用する。第七項の規定は、施行令第三十九条の百十七の二第六項に規定する。

32 31 リバティブ取引をいう。 の行うデリバティブ取引(法人税法第六十一条の五第一項に規定するデ 会社等に該当するものを除く。次項から第四十項までにおいて同じ。) 定する部分対象外国関係会社をいい、 により計算した金額は、部分対象外国関係会社(同条第二項第六号に規 五. いて同じ。 法第六十八条の九十第六項第五号に規定する財務省令で定めるところ の規定その)に係る利益の額又は損失の額につき法人税法第六十一条 他法人税に関する法令の規定 次項、 第三十七項及び第三十八項並びに次条に 同項第七号に規定する外国金融子 (同法第六十一条の六の規

> 20 19 18 17 16 同同同同

上上上

同

上

同

上

て同じ。)の譲渡に係る対価

 \mathcal{O} 額 定する特定不動産をいう。

以下この項及び

第十

項

第

二号にお

特定不動産

(施行令第三十九条の百十四

の二第九項第三号イ(3)

務省令で定める配当等の額について準用する。 第二項の規定は、 施行令第三十九条の百十五第一 項 、第四号に規定 する

25| 24| 23| 22| 21| 同同同同 上上上上

第二項の規定は、 施行令第三十九条の百十七の二第六項に · 規 定 する

財

務省令で定める剰余金の配当等の額について準 甪 する。

27 26 デリバティブ取引をいう。 会社等に該当するものを除く。)の行うデリバティブ取引(法人税法第六十一条の五第一 定する部分対象外国関係会社をいい、同項第七号に規定する外国金融子 により計算した金額は、 て同じ。 法第六十八条の九十第六項第五号に規定する財務省令で定めるところ 規 %定その)に係る利益の額又は損失の額につき法人税法第六十一条の 他法 人税に関する法令の規定 部分対象外国関係会社(同条第二項第六号に規 次項、 次項から第三十五項までにおいて同じ。 第三十二項 (同法第六十一条の 第三十三項及び次条にお 項に規定する 六の規定

取引に相当する取引を除く。 取引及び同法第六十一条の五第一項に規定するその他財務省令で定める 項に規定する先物外国為替契約等に相当する契約に基づくデリバティブ 引等(同条第四項第一号に掲げる取引をいい、同法第六十一条の八第二 第一項各号に掲げる損失を減少させるために行つたデリバティブ取引と して財務省令で定めるデリバティブ取引は、次に掲げるデリバティブ取 法第六十八条の九十第六項第五号に規定する法人税法第六十一条)の例に準じて計算した場合に算出される金額とする 以下第三十五項までにおいて同じ。)とす

げる損失の額に相当する金額をいう。以下第三十五項までにおいて リバティブ取引等(次号に掲げるデリバティブ取引等を除く。) め定めた評価方法に従つて定期的に確認が行われているときの当該デ 取引等がヘッジ対象資産等損失額を減少させる効果についてあらかじ 成に代えて電磁的記録の作成がされている場合の当該電磁的記録を含 第一項第一号に規定する資産若しくは負債の取得若しくは発生又は当 等を行つた場合(当該デリバティブ取引等を行つた日において、 じ。)を減少させるために部分対象外国関係会社がデリバティブ取引 る事項が記載されている場合に限る。)において、当該デリバティブ 該デリバティブ取引等に係る契約の締結等に関する帳簿書類 ヘッジ対象資産等損失額(法人税法第六十一条の六第一項各号に掲 次号において同じ。)に当該デリバティブ取引等につき次に掲げ (その作 同

国関係会社がデリバティブ取引等を行つた場合(当該デリバティブ取 の三第一項第二号に規定する売買目的外有価証券に相当する有価 引等を行つた日において、 ッジ対象有価証券損失額」という。)を減少させるために部分対象外 く。)により生ずるおそれのある損失の額(以下この号において「へ 相当有価証券の価額の外国為替の売買相場の変動に基因する変動を除 当する方法により機能通貨換算額への換算をする売買目的外有価証券 口において同じ。)をいう。以下この号において同じ。)の価額 その有する売買目的外有価証券相当有価証券(法人税法第六十一条 (同法第二条第二十一号に規定する有価証券をいう。第四十項第 (同法第六十一条の九第一項第一号ロに規定する期末時換算法に相 当該売買目的外有価証券相当有価証券の取 の変 四号 証

> 引等(同条第四項第一号に掲げる取引をいい、同法第六十一条の八第二 取引に相当する取引を除く。 取引及び同法第六十一条の五第一項に規定するその他財務省令で定める 項に規定する先物外国為替契約等に相当する契約に基づくデリバティブ して財務省令で定めるデリバティブ取引は、次に掲げるデリバティブ取 第一項各号に掲げる損失を減少させるために行つたデリバティブ取引と 法第六十八条の九十第六項第五号に規定する法人税法第六十一条の六)の例に準じて計算した場合に算出される金額とする 以下第三十項までにおいて同じ。)とする

28

。)を減少させるために部分対象外国関係会社がデリバティブ取引等 。次号において同じ。)に当該デリバティブ取引等につき次に掲げる 定めた評価方法に従つて定期的に確認が行われているときの当該デリ 引等がヘッジ対象資産等損失額を減少させる効果についてあらかじめ 事項が記載されている場合に限る。)において、当該デリバティブ取 に代えて電磁的記録の作成がされている場合の当該電磁的記録を含む デリバティブ取引等に係る契約の締結等に関する帳簿書類(その作成 を行つた場合(当該デリバティブ取引等を行つた日において、 げる損失の額に相当する金額をいう。以下第三十項までにおいて同じ バティブ取引等(次号に掲げるデリバティブ取引等を除く。) 一項第一号に規定する資産若しくは負債の取得若しくは発生又は当該 ヘッジ対象資産等損失額(法人税法第六十一条の六第一項各号に 同 同条第

一 その有する売買目的外有価証券相当有価証券(法人税法第六十一条 券相当有価証券の価額の外国為替の売買相場の変動に基因する変動を 変動 の三第一項第二号に規定する売買目的外有価証券に相当する有 除く。)により生ずるおそれのある損失の額(以下この号において「 相当する方法により機能通貨換算額への換算をする売買目的外有価証 号口において同じ。)をいう。以下この号において同じ。)の価額の ヘッジ対象有価証券損失額」という。)を減少させるために部分対象 (同法第二条第二十一号に規定する有価証券をいう。 引等を行つた日において、 関係会社がデリバティブ取引等を行つた場合(当該デリバティブ (同法第六十一条の九第一項第一号ロに規定する期末時換算法に 当該売買目的外有価証券相当有価 第三十五項第四 価証 券

38 37 36 35 34

に当 定期 損失額を減少させる効果につい 又は当該デリバティブ取 %的に デリバティブ取引等につき次に掲げる事)にお 確認が行われているときの当該デリバティブ取 引等に係る契約 デリ てあら バティブ取引等が かじめ の締結 定めた評価方法に 項 等に が記載されている場 ヘッジ対象有 関 民する帳 引等 簿 価 書 類

略略 略

号に 銭に の六第 おそ 失額」とあるのは 損失額を減少させる効果」と、同号イ中「ヘッジ対象資産等損失額」と 掲げる損失」とあるのは あるのは あるのは「短期売買商品等損失額」と、 人税法第六十一条第一 IJ ッジ対象資産等損失額を減少させる効果」とあるのは「短期売買商 項中 対象資産等 の取得若しくは発生」とあるのは「短期売買商品等の取得」と、「へ 中「ヘッジ対象資産等損失額 \mathcal{O} 短期売買商品等損失額を減少させるために行つた」と、 相当するもの」とあるのは れのある損失」と、 以下第三十五項までにおいて同じ。 ティブ取引について準用する。この場合におい 変動に伴つて生ずるおそれのある損失を減少させるために行 十三項 定する金銭に相当するも 資産等損失額」とあるのは 「ヘッジ対象資産等損失額を減少させるために行つた」とあるの + 項 及び第四 第一号に規定する資産又は負債及び同項第二号に規定する金 条の六第 損失額」とあるのは から 八項において準用する前項」と、 第三十五 「短期売買商品等損失額」と、「法人税法第六十一条 |号中 項に規定する短期売買商品等に相当する資産 項 「同条第 「短期売買商品等損失額 「ヘッジ 第一 項 くまでの 号に の」とあるの 「短期売買商品等」と、 (法人税法第六十一条の六第一 対 一項第 規 象資産 短期売買商品等損失額」と、 短期売買商品等損失額」と、 規定は、 定する資)の価額の変動に伴つて生ずる 同号口中 一号に規定する資産若しくは負 等損 は 前 失額」 項の 短短 産又は負債及び 「ヘッジ対象資産等損 (短期売買商品等 同項第一 て、 期 とあるの 売買 同号ハ中「ヘッ 売買 商 「前 商品 項各号に 項 つたデ 等 をい 短 0

> つて定 券損 又は当該デリバティブ取 期的 失額を 限る。)におい デリバティブ取引等につき次に掲げる事項が に 上 確 減 認が行われているときの当該デリバティ 少させる効果に て、 当該 引等に係る契約 ついてあらかじめ定めた評価方法に デリバティブ取引等が の締結等に ~ヘッジ 記 関する 載さ 取 対象有 引等 れ 7 いる

簿

価

上上上上

33 | 32 | 31 | 30 | 29

同

同同

短期 第一項 のは 取得若しくは発生」とあるのは「短期売買商品等の取得」と、「ヘッジれのある損失」と、「同条第一項第一号に規定する資産若しくは負債の 税法第六十一条第一 げる損失」とあるのは 中 バ \mathcal{O} 」とあるのは 額を減少させる効果」と、 対象資産等損失額を減少させる効果」とあるのは「短期売買商品 相当するも 資産 以下第三 定する金銭に ティブ取引について準用する。この場合において、 変 「ヘッジ対象資産等損失額(法人税法第六十一条の六第一 ヘッジ対象資産等損失額を減少させるために行つた」とあるのは 、売買商品等損失額を減少させるために行つた」と、 |動に伴つて生ずるおそれのある損失を減少させるために 「短期売買商品等損失額」と、同号ロ中「ヘッジ対象資産 第 及び第四 等損失額」とあるのは 条の 損失額」とあるのは 号に 十三項において準用する前項」と、 項 の」とあるのは 六第 項までにおいて同じ。)の価額の変動に伴つて生ずるおそ から第三十 |号中 相当するも 規 短期売買商品等損失額」と、「 定する資産又は負債及び同項第二号に規定する金銭に 項に規定する短期売買商品等に相当する資産 項第一号に規 ヘッジ 「短期売買商品等損失額 項 同号イ中「ヘッジ対象資産等損失額」とある までの規定は、 「短期売買商品等」と、 対 」とあるのは 「短期売買商品等損失額」と、 短期売買商品等損失額」と、 象資産等損 定する資 失額」 前 産又は負債及び 短 項 同項第 期 法人税法第六十一条の六 \hat{O} (短期売買商品等 とあるの 短期 売買商品 同号ハ中 売買 号中 前 商品 同 第二十-項各号に 行 項」とあ 「ヘッジ対 「ヘッジ対 法 等 短 項 0 をいう 等損 たデ 期 損 \mathcal{O} 失額 売 九 項 失 号 IJ 人 掲 る 額 略

期売買商品等損失額」と読み替えるものとする。 おいて準用する前項」と、「ヘッジ対象資産等損失額」とあるの 「買商品等損失額」と、 第三十五 |項中「前項」とあるのは 「第三十 八項

第三十三項、 当該各号に定めるところによる。 前項及びこの項におい て、 次の各号に掲げる用語の意義

替えるものとする。 条第四項第一号」とあるのは、「同条第四項第二号及び第三号」と読み 第七号及び施行令第三十九条の百十七の二第十六項に規定する財務省令 で定める取引について準用する。この場合において、 第三十三項から第三十五項までの規定は、 法第六十八条の九十第六項 第三十三項中「同

財務省令で定めるところにより計算した金額について準用する。 第三十二項の規定は、法第六十八条の九十第六項第十一号ホに規 定す

号へに規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について準 がする。 第三十九項及び第四十項の規定は、 法第六十八条の九十第六項第十一

計額)とする。 株会社等」という。)に該当するものにあつては、 第六十八条の九十第二項第七号に規定する外国金融機関に準ずるものと 項において同じ。)の第一号から第三号までに掲げる金額の合計額(法 して政令で定める部分対象外国関係会社(第四号において「外国金融持 第八項各号列記以外の部分に規定する部分対象外国関係会社をいう。次 省令で定めるものの額は、部分対象外国関係会社(法第六十八条の九十 施行令第三十九条の百十七の三第七項に規定する剰余金その他 次に掲げる金額 一の財 の合

国金融持株会社等に係る施行令第三十九条の十七第三項第一号イに規 限る。 行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等を有するもの する特定外国金融機関の株式等及び他の外国金融持株会社等 当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている当 株式等の帳簿価額 (その

> 買商品等損失額」と読み替えるものとする。 て準用する前項」と、「ヘッジ対象資産等損失額」とあるのは 商品等損失額」と、 第三十項中「前項」とあるのは 第三十三項におい 「短期

35 34

第二十八項、 当該各号に定めるところによる。 前 項及びこの項におい て、 次の各号に 掲げる用 0 意義

一 <u>〈</u> 五.

36

えるものとする。 第四項第一号」とあるのは、 定める取引について準用する。この場合において、 七号及び施行令第三十九条の百十七の二第十六項に規定する財務省令で 第二十八項から第三十項までの規定は、法第六十八条の九十 「同条第四項第二号及び第三号」と読み替 第二十八項中「同条

37 る財務省令で定めるところにより計算した金額について準用する。 第二十七項の規定は、 法第六十八条の九十第六項第十一 号 ホ 定す

38 準用する。 一号へに規定する財務省令で定めるところにより計算した金額に 第三十四項及び第三十五項の規定は、 法第六十八条の九十第六項第十 こついて

39

兀 は総額 。)の株式等の帳簿価額 定する特定外国金融機関の株式等及び他の外国金融持株会社等 国金融持株会社等に係る施行令第三十九条の十七第三項第一号イに規 当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている当該 株式又は出資 の百分の五十を超える数又は金額の株式等を有するものに限る (自己が有する自己の株式等を除く。 総数又 (その

47| 46| 第| 省

用に供されるものをいう。ができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理のができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理のとは、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識すること第三十三項第一号、第三十四項第一号及び前項に規定する電磁的記録

クトサタリ)(特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税

第二十二条の七十六の二 規定する財務省令で定める収入金額について、前条第十七項の規定は施定は施行令第三十九条の百二十の三第一項において準用する同号ハ③に 令第三十九条の百二十の三第一 財務省令で定める資産の帳簿価額について、 行令第三十九条の百二十の三第一項において準用する同号ニに規定する いて、 三十九条の百十四の二第八項に規定する財務省令で定める外国関係会社 規定は施行令第三十九条の百二十の三第一項において準用する施行令第 財務省令で定める資産の帳簿価額について、 おいて準用する施行令第三十九条の百十四の二第六項第二号に規定する について、 百十四の二第九項第二号ロ③に規定する財務省令で定める収入金額につ 十四の二第八項第七号に規定する財務省令で定める資産の帳簿価額につ 第三十九条の百二十の三第一項において準用する施行令第三十九条の百 する財務省令で定める収入金額について、前条第十三項の規定は施行令 において準用する施行令第三十九条の百十四の二第八項第六号ハに規定 について、 の三第一項において準用する施行令第三十九条の百十四の二第五 定する財務省令で定める剰余金の配当等の額について、 規定する財務省令で定める外国関係会社について、 九条の百十四の二第六項第一号に規定する財務省令で定める収入金 は施行令第三十九条の百二十の三第一項において準用する施行令第三 項において準用する施行令第三十九条の百十四の二第九項第一号 前条第十九 前条第十四項及び第十五項の規定は施行令第三十九条の百二十の 前条第十二項の規定は施行令第三十九条の百二十の三第一項 前条第九項の規定は施行令第三十九条の百二十の三第一項に 項の規定は施行令第三十九条の百二十の三第 前条第七項の規定は施行令第三十九条の百 項において準用する施行令第三十九条の 前条第十項及び第十一項の 前条第十八項の規定は施 前条第十六項の規 前条第八 項にお 並項に規 項 への規

42 | 41 | 第 | 同 二 十 | 上

用に供されるものをいう。ができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理のとは、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することと、第二十八項第一号、第二十九項第一号及び前項に規定する電磁的記録

(寺列) (特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税

第二十二条の七十六の二 ついて、 財務省令で定める外国関係会社について、前条第十一項の規定は施行令おいて準用する施行令第三十九条の百十四の二第九項第一号に規定する 二第八項第七号に規定する財務省令で定める資産の帳簿価額について、 について、 条の百二十の三第一 九条の百二十の三第一項において準用する同号ニに規定する財務省令で 九条の百二十の三第一項において準用する施行令第三十九条の百十四の 財務省令で定める収入金額について、前条第八項の規定は施行令第三十 いて準用する施行令第三十九条の百十四の二第八項第六号ハに規定する 十九条の百十四の二第八項に規定する財務省令で定める外国関係会社に 定は施行令第三十九条の百二十の三第一項において準用する施行令第三 財務省令で定める資産の帳簿価額について、 おいて準用する施行令第三十九条の百十四の二第六項第二号に規定する 十九条の百十四の二第六項第一号に規定する財務省令で定める収入金 定は施行令第三十九条の百二十の三第一項において準用する施行令第三 の三第一項において準用する施行令第三十九条の百十四 第九項第二号口③に規定する財務省令で定める収入金額について、 定める資産の帳簿価額について、 務省令で定める収入金額について、 第三十九条の百二十の三第一項において準用する同号ハ⑶に規定する財 前条第九項及び第十項の規定は施行令第三十九条の百二十の三第一項に 定する財務省令で定める剰余金の配当等の額について、 干四四 項 前条第七項の規定は施行令第三十九条の百二十の三第一項にお の規定は施行令第三十九条の百二十の三第 前条第四項の規定は施行令第三十九条の百二十の三第一項 項において準用する施行令第三十九条の百十四の二 前条第二項の規定は施行令第三十九条の百二 前条第十三項の規定は施行令第三十九 前条第十二項の規定は施行令第三十 前条第五項及び第六項の規 項におい |の二第| 前条第三項の規 て準用す 五. に 額 規

する施行令」と、 行令」とあるのは「施行令第三十九条の百二十の三第一項において準用 」と、「第六十八条の九十第二項第二号イ⑷」とあるのは「第六十八条項各号」と、同項第一号中「管理支配会社」とあるのは「管理支配法人 特定子法人」と、 会社」とあるのは「外国子法人」と、同条第十項中「被管理支配会社(十第一 する財務省令で定める資産の帳簿価額について、それぞれ準用する。こ する特殊関係株主等である」と、 配会社」とあるのは「他の被管理支配法人」と、 第三号ハ⑴」と、「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、 の九十第二項第二号ハ(1)」とあるのは「第六十八条の九十三の二第二項 理支配法人」と、「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、 \mathcal{O} 特定子会社(同項に規定する特定子会社」とあるのは「被管理支配法人 法第六十八条の九十三の二第二項第三号イ(3)」と、「法第六十八条の九 国子法人」と、「施行令第三十九条の百十四の二第六項」とあるのは「 は施行令第三十九条の百二十の三第一項において準用する同号チに規定 規定は施行令第三十九条の百二十の三第一項において準用する同 子会社」とあるのは 七号イ中「被管理支配会社」とあるのは「被管理支配法人」と、「 百二十の三第一項において準用する施行令第三十九条の百十四の二第八 の場合において、 に規定する財務省令で定める収入金額について、前条第二十三項の規定 いて準用する同号ハに規定する財務省令で定める資産 九十三の二第二項第三号イ仏」と、同項第二号から第四号までの規定 特定子法人(法第六十八条の九十三の二第二項第三号イ41に規定する 規定する財務省令で定める外国関係会社について、 項各号に掲げる」とあるのは 「被管理支配会社」とあるのは「被管理支配法人」と、「第六十八条 「管理支配会社」とあるのは「管理支配法人」と、同項第五号中「施 「施行令第三十九条の百二十の三第 項第一号ロ」とあるのは「同号イ③」と、同項第二号中「外国子 項において準用する施行令第三十九条の百十四の二第九項第三号 条第二十項及び第二十一項の規定は施行令第三十九条の百二十 同項第六号イ中「被管理支配会社」とあるのは「被管 「同条第八項各号」とあるのは「施行令第三十九条の 前条第九項第一号イ中「外国子会社」とあるのは「外 「特定子法人」と、 「第六十八条の九十三の二第一 同条第十三項各号中「施行令」とある 同条第十一項中「他の被管理支 項において準用する施行令」 「第六十八条の九十 前条第二十二項 の帳簿価額につ 項に規定 同項第 同号口 一号ト

ے ک 三の二第二項第三号ハ(1)」と、「特定子会社」とあるのは「特定子法人 るのは「被管理支配法人」と、「特定子会社」とあるのは「特定子法人 条の九十第一項各号に掲げる」とあるのは 」と、「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、 において準用する施行令」と、 第五号中「施行令」とあるのは「施行令第三十九条の百二十の三第一項 号までの規定中「管理支配会社」とあるのは「管理支配法人」と、同項 第六十八条の九十三の二第二項第三号イ仏に規定する特定子法人」と、 十三の二第二項第三号イ③」と、「法第六十八条の九十第一項第一号ロ 施行令第三十九条の百十四の二第六項」とあるのは「法第六十八条の九 条の百二十の三第一項において準用する同号チに規定する財務省令で定 省令で定める収入金額について、 三十九条の百二十の三第一項において準用する同号ト個に規定する財務 施行令」と 管理支配法人」と、「第六十八条の九十第二項第二号イ⑷」とあるのは いて準用する施行令」と、 」とあるのは「同号イ③」と、同項第二号中「外国子会社」とあるのは 前条第四項第一号イ中「外国子会社」とあるのは「外国子法人」と、「 める資産 務省令で定める外国関係会社について、前条第十 いて準用する施行令第三十九条の百十四の二第九項第三号に規定する財 に規定する特定子会社」とあるのは「被管理支配法人(特定子法人(法 「第六十八条の九十三の二第二項第三号イ4」と、同項第二号から第四 |第六十八条の九十第二項第二号ハ①] とあるのは「第六十八条の九十 「外国子法人」と、同条第五項中「被管理支配会社(特定子会社 項に規定する特殊関係株主等である」と、 被管理支配会社」とあるのは「他の被管理支配法人」と、 施行令」とあるのは「、 項 .号ハに規定する財務省令で定める資産の帳簿価額に 同項第七号イ中「被管理支配会社」とあるのは「被管理支配法人 及び第十六項の規定は施行令第三十九条の百二十の三第一 同号ロ中「被管理支配会社」とあるのは の帳簿価額について、それぞれ準用する。この場合において、 「施行令第三十九条の百二十の三第一項において準用する 条第九項中 同項第一号中「管理支配会社」とあるのは「 「被管理支配会社 施行令第三十九条の百二十の三第一項にお 同項第六号イ中「被管理支配会社」とあ 前条第十八項の規定は施行令第三十九 「第六十八条の九十三の二第 同条第八項各号中 (」とあるのは 「被管理支配法人」と、 七項の規定は施行令第 同条第六項中「他 0 被管理支 第六十八 項にお 施 (同項 前 条第

支配法人等」と、同項第六号イからハまでの規定中「被管理支配会社」 条第九項第三号イ①」とあるのは「被管理支配法人(施行令第三十九条 各号に掲げる」とあるのは「第六十八条の九十三の二第一項に規定する 社」とあるのは とあるのは「被管理支配法人」と、 とあるのは「被管理支配法人」と、「特定子会社」とあるのは 項第二号から第四号までの規定中「管理支配会社等」とあるのは 施行令第三十九条の百二十の三第一項において準用する施行令」と、 配会社等」とあるのは「管理支配法人等」と、「施行令」とあるのは「 とあるのは「特定子法人(施行令第三十九条の百二十の三第一項におい 九項第三号イ⑴」と、「特定子会社(同号イ⑴に規定する特定子会社」 の百二十の三第一項において準用する施行令第三十九条の百十四の二第 十の三第一項において準用する同号イ⑴⑴」と、「被管理支配会社 特殊関係株主等である」と、同条第十九項第一号中「施行令」とあるの は「管理支配法人」と、同項第三号及び第四号イ中 おいて準用する同号」と、「同条第九項第一号イ」とあるのは は「施行令第三十九条の百二十の三第一項において準用する施行令」と 十四の二第九項第一号イ」と、同項第一号中「管理支配会社」とある 第三十九条の百二十の三第一項において準用する施行令第三十九条の百 (」と、「同号」とあるのは 「支配会社」とあるのは「被管理支配法人」と、 準用する同号イ⑴に規定する特定子法人」と、同項第一号中「管理支 同条第二十項中「同号イ(1);ji)」とあるのは「施行令第三十九条の百二 第一項において準用する施行令」と、 同条第十四項中「被管理支配会社 「特定子法人」と、同条第二十一項中「他の被管理支配会社」とあ 「他の被管理支配法人」と、「第六十八条の九十第一項各号に掲 同号二中「施行令」とあるのは「施行令第三十九条の百二十 「他の被管理支配法人」と、「第六十八条の九十第一項 百二十の三第 「第六十八条の九十三の二第一項に規定する特殊関係 同条第二十三項第一号中「施行令」とあるのは 「施行令第三十九条の百二十の三第 一項において準用する施行令」と読 同条第十五項中「他の被管理支配会 (」とあるのは 同項第七号イ及びロ中「被管 「特定子会社」とある 「被管理支配会社 「被管理支配 「特定子 「管理 一項に .み替

二第九項第三号イ(1)」と、「特定子会社 るのは「施行令第三十九条の百二十の三第一項において準用する施行令 管理支配法人等」と、同項第六号イからハまでの規定中「被管理支配会 、同項第二号から第四号までの規定中「管理支配会社等」とあるのは「 は「施行令第三十九条の百二十の三第一項において準用する施行令」と 理支配会社等」とあるのは「管理支配法人等」と、「施行令」とあるの おいて準用する同号イ⑴に規定する特定子法人」と、同項第一号中「管 社」とあるのは「特定子法人(施行令第三十九条の百二十の三第一項に 九条の百二十の三第一項において準用する施行令第三十九条の百十四の 」と、同条第十五項中「同号イ⑴」とあるのは「施行令第三十九条の する特殊関係株主等である」と、 配会社」とあるのは「他の被管理支配法人」と、 会社」とあるのは「被管理支配法人」と、同条第十項中「他の被管理支 あるのは 条の百十四の二第九項第一号イ」と、同項第一号中「管理支配会社」と 施行令第三十九条の百二十の三第一項において準用する施行令第三十九 えるものとする。 行令第三十九条の百二十の三第一項において準用する施行令」と読み替 係株主等である」と、 掲げる」とあるのは「第六十八条の九十三の二第一項に規定する特殊関 あるのは 被管理支配会社」とあるのは「被管理支配法人」と、「特定子会社」と 二十の三第一 定子法人」と、 社」とあるのは 一項各号に掲げる」とあるのは「第六十八条の九十三の二第一項に規定 一項において準用する同号」と、「同条第九項第一号イ」とあるのは 百二十の三第一項において準用する同号イ⑴⑴」と、「被管理支配会社 (同条第九項第三号イ⑴」とあるのは「被管理支配法人(施行令第三十 (」と、「同号」とあるのは「施行令第三十九条の百二十 「他の被管理支配法人」と、 「特定子法人」と、 「管理支配法人」と、同項第三号及び第四号イ中「被管理支配 項において準用する施行令」と、同項第七号イ及びロ中「 同号二中「施行令」とあるのは「施行令第三十九条の百 「被管理支配法人」と、「特定子会社」とあるのは「特 同条第十八項第一号中 同条第十六項中「他の被管理支配会社」と 同条第十四項第一号中「施行令」とあ 「第六十八条の九十第一項各号に (同号イ1)に規定する特定子会 「施行令」とあるのは「施 「第六十八条の九十第

2 前条第二十四項の規定は、施行令第三十九条の百二十の三第十五項に

一十九項の規定は、

施行令第三十九条の百二十の三第十五項に

- いて準用する。おいて準用する施行令第三十九条の百十五第七項に規定する明細書につおいて準用する施行令第三十九条の百十五第七項に規定する明細書につ
- 定める剰余金の配当等の額について準用する。 て準用する施行令第三十九条の百十七の二第六項に規定する財務省令で3 前条第三十項の規定は、施行令第三十九条の百二十の四第四項におい
- で定める金額について準用する。いて準用する施行令第三十九条の百十七の二第九項に規定する財務省令4.前条第三十一項の規定は、施行令第三十九条の百二十の四第七項にお
- (こついて準用する。(こついて準用する。(このいて準用する。(こののでは、)のでは、(このでは、)のでは、<l
- 6 法第六十八条の九十三の二第六項第五号に規定する法人税法第六十一6 法第六十八条の九十三の二第六項第五号に規定の対して財務省令で定めるデリバティブ取引は、部分対象外国関係法取引として財務省令で定めるデリバティブ取引は、部分対象外国関係法ではる損失を減少させるために行つたデリバティブ
 イブ取引とする。
- う同号に規定する財務省令で定めるデリバティブ取引について準用する。規定する行為を業として行う同号に規定する部分対象外国関係法人が行7 前条第三十六項の規定は、法第六十八条の九十三の二第六項第五号に
- ハて售用する。 六項第六号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額につり 前条第三十九項及び第四十項の規定は、法第六十八条の九十三の二第
- 10 法第六十八条の九十三の二第六項第七号並びに施行令第三十九条の百

- いて準用する。おいて準用する施行令第三十九条の百十五第七項に規定する明細書につ
- で定める剰余金の配当等の額について準用する。いて準用する施行令第三十九条の百十七の二第六項に規定する財務省令前条第二十五項の規定は、施行令第三十九条の百二十の四第四項にお
- で定める金額について準用する。いて準用する施行令第三十九条の百十七の二第九項に規定する財務省令前条第二十六項の規定は、施行令第三十九条の百二十の四第七項にお

5

- について準用する。
 二第六項第五号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額
 二第六項第五号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額
 おいて同じ。)の行うデリバティブ取引に係る法第六十八条の九十三の
 八号に規定する外国金融関係法人に該当するものを除く。以下この条に
 八号に規定する熱国関係法人に該当するものを除く。以下この条に
 八号に規定する部分対象外国関係法人をいい、同項第
 十三の二第二項第七号に規定する部分対象外国関係法人(法第六十八条の九
- 6 法第六十八条の九十三の二第六項第五号に規定する法人税法第六十一6 法第六十八条の九十三の二第一項各号に掲げる損失を減少させるために行つたデリバティブ取引のうち前条第二十八項から第三十項までの及が行つたデリバティブ取引のうち前条第二十八項から第三十項までのる損失を減少させるために行つたデリバティブであ引は、部分対象外国関係法で、法第六十八条の九十三の二第六項第五号に規定する法人税法第六十一
- 8 法第六十八条の九十三の二第六項第五号に規定するその他財務省令でう同号に規定する財務省令で定めるデリバティブ取引について準用する。規定する行為を業として行う同号に規定する部分対象外国関係法人が行7 前条第三十一項の規定は、法第六十八条の九十三の二第六項第五号に
- ブ取引とする。 場合に同条第三十二項に規定するデリバティブ取引とされるデリバティ販引のうち前条第三十二項及び第三十三項の規定の例によるものとした定めるデリバティブ取引は、部分対象外国関係法人が行うデリバティブ 出手の二第六項第五号に規定するその他財務省令で
- ついて準用する。第六項第六号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額に9前条第三十四項及び第三十五項の規定は、法第六十八条の九十三の二
- 10 法第六十八条の九十三の二第六項第七号並びに施行令第三十九条の百

げる金額に係る利益の額又は損失の額を除く。)に係る取引に限る。 貸付けその他の行為により生ずる利益の額又は損失の額(当該各号に掲 益の額又は損失の額を含む。)を生じさせる資産の運用、 下この項において同じ。)のうち、 六号までに掲げる金額に係る利益の額又は損失の額(これらに類する利 関係法人が行つた取引(法第六十八条の九十三の二第六項第一号から第 百十七の二第十六項に規定する財務省令で定める取引は、 掲げる損失を減少させるために行つた取引とされる取引とする。 規定の例によるものとした場合に法人税法第六十一条の六第一項各号 の四第十二項及び第二十三項において準用する施行令第三十九 前条第三十三項から第三十五項まで 保有、 部分対象外国 譲 渡、 条 以

省令で定めるところにより計算した金額について準用する。取引に係る法第六十八条の九十三の二第六項第十一号ホに規定する財務11 前条第三十二項の規定は、部分対象外国関係法人の行うデリバティブ

13 省略

税の特例) (特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課

第二十二条の七十六の五 省 略

2 6 8 省略

ろにより証明がされた特定株式は、 特定株式 目から三年 は、 施行令第三十九条の百二十二第十項に規定する財務省令で定めるとこ 五年) (以下この項に を経過した特定株式として記載されたものとする。 (令和四年三月三十一日以前に取得をした特定株式 特 共同化継続証明書に同項に規定する 定株 式 うり のうちその 取得

> 規定の例によるものとした場合に法人税法第六十一条の六第一項各号に 掲げる損失を減少させるために行つた取引とされる取引とする。 げる金額に係る利益の額又は損失の額を除く。)に係る取引に限る。 貸付けその他の行為により生ずる利益の額又は損失の額 益の額又は損失の額を含む。)を生じさせる資産の運用、 六号までに掲げる金額に係る利益の額又は損失の額(これらに類する利 関係法人が行つた取引(法第六十八条の九十三の二第六項第一号から第 百十七の二第十六項に規定する財務省令で定める取引は、 二十の四第十二項及び第二十三項において準用する施行令第三十 下この項において同じ。)のうち、 前条第二十八項から第三十項までの (当該各号に掲 保有、 部分対象外国 譲渡、 九 以

12 前条第三十四項及び第三十五項の規定は、法第六十八条の九十三の二省令で定めるところにより計算した金第六項第十一号へに規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について準用する。 取引に係る法第六十八条の九十三の二第六項第十一号ホに規定する財務 1 前条第二十七項の規定は、部分対象外国関係法人の行うデリバティブ

13 同 上

党)デリン(特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課(特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課

第二十二条の七十六の五税の特例)

同

上

2 8 同

れたものとする。 ち五年を経過した法第六十八条の九十八第十項の特定株式として記載さら五年を経過した法第六十八条の九十八第十項の特定株式として記載さるにより証明がされた特定株式は、共同化継続証明書にその取得の日か 施行令第三十九条の百二十二第十項に規定する財務省令で定めるとこ

10 同 上